

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 平成30年度光市一般会計予算（教育委員会所管分）

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

おはようございます。よろしくお願ひいたします。193ページ、連携協働教育推進事業のところに、新たにバス運転業務委託料というのが書いてありまして、今説明の中でも連携、協働、連携教育のために、学校間の移動、合同授業等のための移動ということはお伺いしましたが、具体的に何回ぐらい、どのような移動を考えていらっしゃるのか、使うバスというのはどういったバスを使われるのか、そのあたり運行のことまで含めてお伺いできればと思います。

○奥屋学校教育課主幹

失礼いたします。バス運転業務についてですが、市内各学校におきましては学校間連携、校種間連携を行っております。これは、例えば小学校同士が集まって合同の行事を行う、また一緒に集まって合同の授業を行う、このようなことですが、本年度は市のマイクロバスを23回ほど利用させていただきました。来年度から小中連携教育、または小中一貫教育を目指しまして、ますますこれらの機会を増やしたいという学校からの要望等もありまして、必要性が高まると考えられますことから、運転業務を年間10回程度外部に委託できればと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

今のお話だと23回というのは今年度実施した。来年度はプラス10回というふうな感じなんですか。

○奥屋学校教育課主幹

失礼いたします。現在のところ、学校からの希望を単純に並べた数でありますと、大体30回から40回程度の希望が出されております。これを、今年度同様全て市のほうで賄うのは難しいこともありますので、10回程度の外部委託を考えているということでございます。

○仲山委員

ありがとうございました。今年よりも大分多く行き来があるというようなお話かと思ひます。盛んになるのは大変よろしいかとは思ひますが、もともと単独の学校で授業を進めていくだけでもなかなか教員の負担が大きいという話はあるところでの

で、そういう合同授業等の負担もまた増えるかと思えます。そのあたりも配慮しながら進めていただければと思います。ありがとうございました。

○田邊委員

おはようございます。193ページをお願いします。その、サーバー等保守委託料、これの1,112万9,000円、これが今回予算になっているんですけど、先ほど説明で790万円プラスになったというところなんですけど、具体的にどんなことなんでしょうか。

○太田教育総務課長

ネットワークの分割を行ってまいります。まず現行のイメージとしましては、教職員用と児童生徒用が一つのネットワークの中にあるイメージでございます。ただ、児童生徒あるいは外部のほうから、教職員用のほうにアクセスしようとしても、中には入ってこれない。そういったセキュリティーがかけてあります。しかしながら外からの侵入が高度化されていることなどから、リスクを根絶するために、イメージとしましては教職員等が使う校務系と児童生徒が使う学習系、この2つのネットワークをそれぞれのグループに分けて、アクセスを不可能にするということでございます。

以上です。

○田邊委員

わかりました。セキュリティーの問題で、そういった新しいアクセス不可能にするようなことをやったということで、わかりました。どうも理解しました。

○森重委員

済みません。1点お尋ねいたします。191ページの旅費ですけど、先ほど先進地の視察と言われましたけど、どのような内容のものを先進地視察されるのかだけ、お尋ねいたします。

○太田教育総務課長

教育委員会では、教育委員の方々にその都度テーマを設けまして、先進地視察を行っております。本年度につきましては、兵庫県の明石市のほうに参る予定にしております。こちらは、小中一貫教育につきまして先進地として一歩先を進んでいる取組みをしております。そうしたことを視察いたしまして、光市の教育にも活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○森重委員

小中一貫ということで、今うちもいろいろそういうのに取組んでおりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それでちょっともう一遍済みませんが、先ほどの委託、バスの委託ですね、小中一

貫教育のプラス10回外部委託と言われましたんですが、これはどのようなところに外部委託をされるのかがもし、社名を言われなくてもどういうところかとか、お答えいただければお願いします。

○奥屋学校教育課主幹

失礼いたします。バスの運転業務の委託ということで、現在実際に依頼はしておりませんが、例えば市内でありましたら、シルバー人材センター等々運転業務を行ってくださるところを考えております。

○森重委員

了解しました。以上です。

○河村委員

195ページ、さっき説明されなかったからそうじゃないのかもわかりませんが、上段の幼児教育振興事業、恐らくその前段の、先ほどからの連携協働教育というところにも関係があるんだと思うんですが、小中連携というところから幼保小中連携、幼保の連携をどうとっていくかという、今国のほうが幼保を無償化をしようというような話の中で、基本的に幼稚園と保育園そのものが中身が全く違う中で、ある程度の整合性を図っていく、というのは入学前の5歳児、6歳児の教育をどうするかという問題と、小学校との連携をどうとっていくかということなんだと思うんですが、今教育振興基本計画やなんかを見ても、ちょっと理解ができないんですね。そのあたりの進め方はどういうふうにご考えておられるのでしょうか。

○奥屋学校教育課主幹

失礼いたします。幼保、それから小学校の連携におきましては、現在も幼保小連携教育研修会を開催しております、そちらで幼稚園、保育園から小学校に行くときのスムーズな連携を図るようにしております。また、小学校入学当初、スタートカリキュラムと言われる、入学時に学校で行っているというようなことを、幼稚園、保育園ともいろいろ協働して、なめらかに子供たちの小学校への移行ができるようにと考えているところでございます。

○河村委員

今までどおりの中で進んでいくんだと思うんですが、ちょうど福祉との兼ね合いの問題があるんですね。どうしても所管が違うものが入ってくると、今公園の中で、今児童公園と都市公園といったときに、建設部が預かるとどうしても都市公園を優先的にいろんな施策を考えていく。恐らくこの幼保の一体的なものも教育という面で考えていくと、やっぱり教育委員会が主体的に考えていかないと、うまく連携そのものに影響が出てくるような気がするんで、中身をちょっと今までの連携よりももう一つ何か進めるような、あるいは教育委員会の中でそういう組織を持つことが望ましいような気がするん

で、十分なこれから、今は恐らく一番アンテナを張っておかなきゃいけない時期だと思いますので、対応方をよろしく願いしたらと思います。

それから、さっきの教育諸費のところ、もうちょっとわかりやすく説明をしていただいてもよろしゅうございますかね。利子補給のほうは318万円でわかったんですが、もう1個の私学振興対策費補助金の中身について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。225ページですね。

○太田教育総務課長

私学振興対策事業といたしまして、私学振興対策補助金291万6,000円を計上させていただいております。これにつきましては、従来から聖光高等学校に対する補助として支出をしているものでございます。お尋ねの内容でございますが、運営に関する補助をしていくということであり、現在予定をしているものとしては、聖光高等学校が行う教職員の研修費と聖光高等学校のほうで行っております奨学費のそれぞれの一部に対して補助をしていく予定としております。

○河村委員

291万6,000円の中身が研修費とか、奨学費というこういう話なんです、そんなにかかるものですかね。もうちょっと中を分けていただかんと理解が難しいんですが。

○委員長

河村委員、それでよろしいですか、質問で。

○河村委員

うん。物を買うのか、そういう研修をするのか。

○太田教育総務課長

教職員の研修費等の経費についてでございます。平成29年度で説明させていただきますと、教職員の研修費等につきましては、学校のほうでは400万円程度を予定しております。奨学費のほうにつきましても同様に2,000万円程度を予定しております。その一部につきまして、補助をしていきたいと考えております。

○河村委員

平成29年度によりますととこういう話ですが、この30年度予算についての申請書といえますか、そういった類いの中で見込みの値段の根拠としては平成29年度こういうのがあったというのはわかるんですが、30年度のそういう申請はもろうちよってんですよね。

○太田教育総務課長

30年度の補助につきましては、学校側のほうとも話をしておりますが、先ほど説明しましたように奨学費や研修費等に充てるといったことを前提でお話をさせていただいて

おります。

○河村委員

わかりました。400万円の研修費という、相当な中身の濃い、恐らく研修だろうと思いますし、いろんな講師を呼ばれての研修等もあるのかもわかりませんが、コミュニティ・スクールではありませんが、そういった類いの見学会等があれば参加してみたいと思いますので、御配慮がもしできるものならお願いをしたらと思います。

それから、さっき利子補給についてわかったと言ったんですが、申し訳ありません。一体幾ら、今回新しい校舎を建てられたことで、借金というのは何ぼになったんですかね。その借り入れが何ぼでというところをちょっと言っていた方がいいですか。

○太田教育総務課長

市中の金融機関からの建設費用の借入金は6億6,000万円と記憶しております。

○河村委員

これは、校舎を建てたことによる借金とかというのではなくて、市中銀行からの借り入れが6億6,000万円あると、こういうお話で、例えば学校運営についての、要は毎月の借り入れと申しますか、そういったものも含んでいると、こういうお話なんですか。

できりゃあ、当初の新しいものをつくったんですから、新しいものの初期投資が何ぼでというようなことのほうがわかりやすいと思うんですが。

○太田教育総務課長

6億6,000万円に関しましては、新校舎建設にかかる費用の市中銀行への借入金でございます。

○河村委員

わかりました。

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

199ページの小学校整備事業及び201ページの中学校整備事業の内容は今お伺いしました。その中で、防水のこともあったりとか、いろいろ予算説明資料のほうでも書いてありますけれども、トイレの改修というのを力を入れて進めてくださっているという様子がわかるんですけれども、これまでやってこられてこれから先、今後整備の予定として目標の状態をつくるのに、大体何年後ぐらいに目標の状態まで持っていけると。あるいは、大体こういう状態まで持っていくのを第一の目標値として考えているとか、そのあたりについてお伺いできればと思います。

○太田教育総務課長

学校のトイレ整備でございます。今小学校及び中学校につきましては、洋式化も含めましてトイレの改修を進めているところでございます。委員お尋ねの目標値でございますけれども、後ほど説明をいたしますが、光市教育振興基本計画を策定しており、その中で、トイレの改修につきましては、平成33年度末の目標値を45%としております。

○仲山委員

ありがとうございました。それで45%、そのあたりが一旦第一の目標ということにして進めているということに理解しました。今度は同じく199ページの教育振興事業の中の理科教育備品購入費というのが、中学校のほう203ページにも同様に、国のほうの補助、国庫補助を受けて整備を進める、備品を購入するということでお伺いしましたが、これ去年あたりの数字と比べては随分差があるんですが、今年何か必要になったからとかということなのか、そのあたりの事情についてお伺いできればと思います。

○太田教育総務課長

理科教育等備品購入費についてのお尋ねでございます。小学校費にも中学校費にも同様の費目を計上しておるわけですが、これは2年に一度国庫補助金を活用して整備を進めていくということで、隔年でこの経費が増減しております。本年度につきましては、この補助金を活用して、各学校に必要な理科教材の整備充実に努めてまいりましております。

○仲山委員

ありがとうございました。事情、わかりましたので、ありがとうございました。

○田邊委員

199ページをお願いします。小学校の就学援助3,965万円ですか、29年度は4,960万円だったのでマイナス995万円減っているんですけど、先ほどの説明なんかで見直しをされると言われました。今は、生活保護費の1.3倍でやられていると思われんですけど、そういう意味合いでこういった就学援助の見直しのこういったことを検討していくんでしょうか。よろしくをお願いします。

○太田教育総務課長

就学援助費についての総合的な見直しの御質問と理解をしております。就学援助につきましては、議会等におきましても新入学学用品費の前倒し支給をどうするのか、また周知が足りていないのではないかなどの意見をいただく中で、そのあり方について見直し等を考えてまいりました。こうした状況のもと、できることは速やかに行うということで、見直しを既に行ったものの一つとして、平成30年度入学者を対象とした新入学学用品の前倒し支給を行うこととし、この2月末には支給を行ったところであります。あ

わせて、国の単価改正もありましたけども、新入学学用品費の単価を倍増するなどもしたところであります。

それと、制度の周知を図り、申請漏れを防ぐということで、今までは市広報に年に2回と市ホームページの掲載のみでございましたけども、小学校入学予定者に対し、チラシなどの配布や郵送なども行っておりますし、この2月末には小学校、中学校の在校生全員に対しても配布などもしてまいりました。また、今後市の広報の掲載回数もふやそうと考えております。

また、支給品目について変更を予定しております。平成29年度までは宿泊を伴う校外活動費については、支給対象とはしておりませんでしたけども、これを対象としたいと考えております。それと、認定基準につきましても県内他市と同様の基準にあわせていくということで、既に実施をしている項目もありますが、これらを含め就学援助には総合的な見直しを図っていきたいというところがございます。

以上でございます。

○田邊委員

いろんな部分部分で見直しを今やられておるといことですね。現時点では、小学校の予算は減っているんで、予算が減っているんでどうかなとは思ったんですけど、この就学援助希望者というのは年々どうですか、増加する傾向にありますか、どうでしょうか。

○太田教育総務課長

申請者の数自体は、今、手元にありませんけども、認定者等につきましては児童生徒の減少等もあるのかと思いますが、主要施策の成果のほうに報告しておりますように、年々減少傾向にございます。

○田邊委員

就学援助の部分は、いわゆる生活保護率が1.3未満という規定でやっておるとは思われるんですけど、平成18年には1.5未満で始められたとは思いますが、私どもの考え方ではできる限り1.5近い値に持ってきてほしいなと思います。

以上です。

○森重委員

ちょっと今の就学援助を追加させていただきたいと思うんですけど、まず199ページ小学校のほうですけど、中学校も両方なんですけど、この就学援助事業の就学援助費と特別支援教育就学奨励費ですよね、基本的にこのちょっと違いだけは教えていただけます。簡単に結構です。

○太田教育総務課長

就学援助費とその下の特別支援教育の就学援助費の違いということでございます。ま

ず、就学援助費につきましては御承知のとおり生活保護基準の1.3倍未満の方々に對しまして、さまざまな項目について就学援助を行っているというところでございます。

もう一方の特別支援教育就学援助奨励費につきましては、身体等に障がいがある方などについて、これも同様に生活保護費の基準の2.5倍を基準として同様に就学援助費等と同じような形で就学援助をしているというものでございます。

以上です。

○森重委員

わかりました。この2つの項目があるのでどういうことかなというふうなことを単純に思うわけですが、内容的にもいろいろ2.5倍で幅広いけれども、支給額が減額されたりとかいろいろあると思いますけれども、それはそれとして一つ勉強させていただきます。

それと、今回このランドセル等新入学児童生徒学用品費の入学前支給、早目に行ってくださいまして、いち早く対応していただきましてありがとうございます。けれども、今回のこの学用品等の単価が変わったという点を金額的にちょっと教えていただけますか。

○太田教育総務課長

新入学学用品費の単価のことでございます。小学校費におきましては2万470円が4万600円、中学校費におきましては2万3,550円が4万7,400円という単価になっております。

○森重委員

こういう入学前は非常にお金がかかるということで、倍額という支給がされておりますし、また光市におかれましてはちょっと大変だったと思いますけれども、入学前の支給ということでいろいろ御苦勞をいただきました。また、先ほどお伺いいたしましたように周知の、申請漏れがないように周知徹底ということで、チラシや郵送、また広報年2回のところを様々な重層的なやっぱり手続を注意しておられるということで、非常にありがたく思っておりますので、このあたりも例えば今回2月に支給されていて、本来はもらえるけれども手続が間に合わなかったとか、知らなかったという方に関してはどのような対応になるんですか。いただけるわけですね。

○太田教育総務課長

入学前支給につきましては、申請を受け付けて、先ほど申しましたようにこの2月に支給をしております。委員お尋ねは、それに間に合わなかった、あるいは忘れていた方への対応というふうに理解をしております。こうしたケースにつきましては、3月から就学援助一般の申請を行っていただいております。その中で、既にお支払いした方と重複してお支払いをすることはできませんが、対象になった方の中で前倒し支給を受けられていない方につきましては、7月にその分も合わせて支給をするというような制度に

なっております。

以上でございます。

○森重委員

これ支給用紙に申請をして、教育委員会のほうに提出って言われましたかね。

○太田教育総務課長

そのとおりでございます。

○森重委員

ちょっと私ども一般市民から見ますと、意外に教育委員会というところは非常に敷居が高いと、行きにくいところなんですよ。制度のことですから行かざるを得ないんですけども、このあたりのところが教育としての関連が違いますけども、きゅっと何かの対応というのはできないですかね。受付がもっと行きやすいというか、それでもって継続的な、あのあたりの対応というのはいかがでしょう、ちょっと。意外に教育委員会というのに行きにくいところなんですよ、実は。保護者からしたらとても行きにくいという、制度ですからお金のことで行かれると思いますけども、ちょっとそのあたり光市は総合窓口「きゅっと」とかもありますので、そのあたりはどうかかなと思います。

○太田教育総務課長

窓口の一元化的な御質問と理解しております。確かに福祉部門につきましても、周りにそれぞれの担当する所管がありますので、ある程度の一元化はできるものと思いますけども、やはり受付をするとなると、それ相応の知識や個々に対する説明や対応が必要になってきます。そうしたことを考えると、福祉のほうで教育に関することの受付をするということは難しいのではないかと考えております。

また、事務分掌の関係もでございます。しかしながら、委員さん今言われましたように、教育委員会はなかなか敷居が高いということですので、このあたりについてはなるべく人が訪れやすいようなそういった環境づくりを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○森重委員

やはり市民の側から見ましたら、子供のことに关する一貫の総合窓口というのが、「きゅっと」というイメージがあるわけなんですよ。何でもそこに聞いたらワンストップでそのことが聞けるというのがちょっとありますので、今そういう質問をしてみたわけでございます。

「きゅっと」が、やはり子供のことに关することは何でも気軽に聞けるっていう、例えばそこにきゅっとの問題がそこに相談が入ると、恐らくそこの方は教育委員会のほうへということで繋がれるんだというふうには思いますので、そのあたり先ほどの幼保のやっぱり無償化云々かんぬんの問題もあって、やっぱりなかなか縦割りというところが、

子供を育てる側から見ると、なかなか複雑なところだというふうに思いますので、そのあたりも難しいと思いますけど、またちょっと頭の片隅にでも置いておいていただければというふうに思います。いずれにいたしましても、入学前支給は大変に現場でもありがたいという声も上がっておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

それと、ちょっとほかのところをお聞きいたしますけど、小学校と中学校の197ページ、手数料、これは小学校のほうなんですが、中学校もあとあります。ピアノの調律とプールのことを言われましたけど、その内訳をお聞きしたいと思いますけども。

○太田教育総務課長

手数料の主なものということでございます。ピアノの調律とトリハロメタン検査、浄化槽法定検査、毛布等のクリーニング、机、椅子の処分、楽器等の調整料、家電の廃棄の処分料、あるいは児童の尿検査、飲料水の検査、プールの検査、あと教職員の健康診断など中学校費、小学校費合わせてそういったものが主な項目になっております。

以上でございます。

○森重委員

済みません。いろいろ総合で含まれてのことですね。プール関係の諸経費がこの中でどのくらいかかっているかというものが出ますか。

○太田教育総務課長

小学校費で申しますと、プールの水質検査料として1基当たり5,200円でございますので、11校があつて消費税も含めて約6万2,000円でございます。中学校費も同様に5校ですので同様の、中学校におきましては5校ですので合計の額が2万8,000円ぐらいの費用となります。

○森重委員

わかりました。プール維持費は結構かかるというふうに全国的に聞いて、そうでもないということですね。別に委託料とかもありますけど、余りかかっていないということがよくわかりました。了解です。

あと、それと199ページ、講師謝金等のところですけども、英語教育が今後教科化されるというんですかね。それを見据えてのこの教職員を対象にした研修と言われましたかね。先生方対象の研修というふうに言われましたけど、それはどういうふうなですかね。

○太田教育総務課長

小学校教育振興事業の講師謝金等の64万2,000円につきましては、各学校で総合的な学習等に取り組んでおり、そうした講師謝金等でございます。読み聞かせや野菜づくり、茶道の体験など、全11校分の講師の謝金を積み上げたものでございます。

○奥屋学校教育課主幹

続きまして、外国語教育の研修につきまして説明させていただきます。これは、お示しのとおり教職員を対象とした研修会でございます。例えば、本年度ですと、年間3回程度、教育委員会におきまして市内の職員を集め研修を行っております。

内容的には、英語教育の目的、内容、そして、より実践的な授業づくりにつきましての練習等を含めた研修、これを年間数度行うように予定しております。

○森重委員

わかりました。とりあえず、以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

先ほど小学校のところで、浅江小学校温水シャワーをというふうに言われたんですが、ちょっとどういうあれか私だけが理解していないんだろーと思いたすが、それをちょっと御説明をお願いしたいのと、空調ですね、温水シャワーというんだから、今後そういう温かいものをやろうということになると、学校全体の空調関係というのはどのような現時点で御見解をお持ちなのか、ちょっと説明していただけますか。

○委員長

委員さん、199ページでよろしいですか。

○河村委員

ごめんなさい。199ページですね。上の小学校整備費。

○太田教育総務課長

まず、シャワー設置の件でございます。小学校では排せつの失敗や嘔吐等によって体が汚れて、洗い流さなければいけないという事例が多々発生をいたします。今までは職員室や保健室でお湯を沸かしながらバケツで運搬したりとか、トイレで体を洗い流すなどの対応をしておりました。しかしながら、この対応では処置までに時間がかかるということや、やはりお湯の量が限られ、十分に洗い流すことができないとか、また寒い時期の問題もございます。ほかにも児童の健康面や精神面の問題もございますので、そうしたことから、このたび浅江小学校に温水シャワーの設置をするということでございます。

それともう1点、御質問がありましたのが、空調設備の関係でございます。空調設備に関しましては、従前から一般的な教室につきましては空調を設置しておりませんが、特別支援等に関係する教室については必要に応じて空調機器などの整備をしております。基本的にはこの考えのもと、30年度も同様に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

じゃあ、温水シャワーは、これからは順次各小学校に配置をしていこうと、こういうお考えなんですか。

それと、空調について現時点は大体わかったんですが、今後の方針、耐震化をやって、トイレを改修をして、もうどんどん、どんどん当初つくった学校については古くなつてますので、そのあたり等の考え方の整理がどっかできているんだろうと思うんですが、そういう見込みをお持ちですか。

○太田教育総務課長

まず、温水シャワーの件でございます。本年度につきましては、生徒数が一番多い浅江小学校に設置をすることといたしました。それ以降の年度のことについては、今、ここで申すことが難しいですが、教育委員会としては順次設置ができればしていきたいと考えております。

空調設備に関する制度設計、計画等でございます。現在、教育委員会では学校の整備に関しましてはトイレ改修を重点的に、加速度的に行っていくということにしております。当面の間はトイレ改修を重点的に行ってまいりたいと考えております。空調につきましては、そういったトイレが一定程度整備されたのち、整理してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

温水シャワーというのは、単にあれですか、家庭用の温水器ちゅうんですか、ジャツとひねったらお湯が出てくる、そういう類いのものを考えておられるんですか。それとも全くシャワー室のようなものを整備しようというお考えなんですか。ちょっと金額が全体の1億円の中じゃったらどの程度なのか、ちょっと教えてください。

○太田教育総務課長

まず、温水シャワーの形でございますけども、トイレの一部を改修して、トイレの中に設置をしようとするものでございます。外にボイラーを設置して、そこから配管して給湯、トイレ内でシャワーブースをつくってそこで使用するということでございます。費用に関しましては144万円程度を予定しております。

○河村委員

学校のいろんな改造等を含めて補助事業みたいなメニューがあったときに、さっとうやれたら一番ええわけですね。自分のところの財布加減とその補助の加減ちゅうのはうまくマッチするかどうかというのはわかりませんから、早目、早目の対応がどこかできているんだろうと、こう思いますので、そのあたりのアンテナをしっかりと張っていただいたらと思います。

トイレの温水シャワーで144万円、ちょっとこう、もったいないような気がせんでも

ないんですけど、普通の今の家庭用の温水ガスじゃあだめなんですね。

○太田教育総務課長

給湯のことだけを考えると、家庭用の給湯器で対応できると思いますけども、洗浄の場所を確保しなければいけない、また汚物についての処理もしていかなければならない、外から見えないようにしなければいけないと考えますと、このたびトイレを改修した上で給湯設備を設置するという方向で予算を計上しております。

以上でございます。

○河村委員

それでは、下段の就学援助のことで先ほどからいろいろお話がありました。22ページだったですか、歳入があったんですが、頭出しの1万円、中学校でも2万8,000円ということですが、考え方としたら、就学援助全体の、国からの確定があったときに増額をされるとか、そういうんじゃない。これは全くうちの事業。

○太田教育総務課長

就学援助につきましては三位一体改革で、以前は補助金でございましたけども、今は交付税歳入ということになっております。

委員の御質問の23ページ等に歳入で上がっております補助金につきましては、歳出で御説明しますと、小学校費においては199ページの就学援助事業の上段の就学援助費ではなくて、下段の特別支援教育就学奨励費、これに対応する歳入でございます。

○委員長

暫時休憩とします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

○太田教育総務課長

ただいまお尋ねの就学援助補助金の1万円の歳入でございます。これにつきましては生活保護者の修学旅行に対する補助金でございまして、2万円に対してその2分の1ということで1人1万円を予算として計上しております。

以上でございます。

○河村委員

ちょっと随分変わってるんで驚いたんですが、交付税算入というのはこの金額のうちどの程度の割合があるんでしょうか。

それで、今回、単価をその2万470円から4万600円に上げたんだと、こういうことなんですけど、全部うちの持ち出し、これ。そりゃあ新入学費のお金を前払いしていただくのととってもありがたいとは思いますが、思いますが、ある程度、制度の中でやっていくことが大事だと、こう思いますので、そのあたりの考え方をちょっとついでに教えてもらったら助かります。

○太田教育総務課長

まず、就学援助について交付税算入がどの程度されてるかという御質問でございます。これにつきましては、詳細な資料を持ちあわせておりません。大変アバウトな額で申しますと1,000万円から2,000万程度が交付税算入されているとの記憶がございます。

○河村委員

通常であれば、例えば生活保護費を受けておられる方なら全額就学援助も支援があると。その1.3割部分については市の持ち出しとかというんじゃなくて、今のこの数字からいったら交付税措置そのものが物すごく金額的に少なくて、今回の要は前倒しの単価についても、ほぼその市の持ち出しというふうに受け取れるんですが、そうじゃないんですか。

○太田教育総務課長

歳入につきましては、今現在、交付税算入となっております。過去の補助金でありましたらいくらということが明確に言えるわけですけども、交付税算入になっていることから、そのあたりの数字は今、私のほうで明確に答えることは難しい状況でございます。

ただ、委員言われましたように、増額部分等につきましては、やはり市の持ち出しの割合がやはり多くなるのだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

今度また勉強させていただきたいと思います。

それから、201ページの中学校の下段、学校管理備品購入費、生徒用の椅子とか机とかと、こういうお話でしたが、これは教室に使う机とか椅子とかいう理解でよろしいんですか。

○太田教育総務課長

学校管理備品購入費についてでございます。ただいま委員がおっしゃられましたように、学校で使う備品として購入しております。ちなみに28年度分で申しますと、屋外用の時計であったり、シュレッダーであったり、冷蔵庫であったり、そういった学校内で使う備品について計上しております。

○河村委員

学校内で使う備品じゃないちゅうことはあり得るので、そりゃあ間違いないと思うんですが、よく体育館の中のパイプ椅子とかいろんな、要は卒業記念ということでもたくさんさんの支援を受けてますよね。そのあたりの、学校側には学校側の思惑があって、じゃあ今年は済いません、これにしてくださいとかというようなことも、あるんですよね。1回、こう、学校規模が随分違いますから、今のその小中一貫教育をやっていこうという中で、ある程度、垣根、学校側からここまでの整備をしていく、あるいはこれ以上のものについては生徒あるいは保護者からの支援を受けるとか、何か少し整理みたいなものが要るのではないかなと思うんですが、どんなですか。

○太田教育総務課長

学校側と教育委員会側でいるものの整理、あるいは基準というような御質問だったと理解をしております。

まず、学校予算を策定するに当たっては、各16校全ての学校を回って新年度予算の要望や課題等を聞いた上で教育委員会に持って帰って、全体を見渡した中で予算の組み立てを行っております。

こうしたことから、学校側からの要望についてはおおむね予算策定時には教育委員会のほうで整理はついています。そういったことで、重要度・緊急度等ございますので、それに基づいて予算については調整を凶っているところであります。

以上でございます。

○河村委員

さっき何か、教育委員会の敷居が高いというふうな話があったんですが、学校から見て、もしもそういうことがあるとしたら。ちゅうのは、先だって浅江小学校へ見学に行かせてもらったんですよね。要は、図書室じゃったかいね、何かみんなが入る部屋があったんですが、そこは地域の人とか、ボランティアでその部屋をつくっちゃって、棚をつくったり壁紙張ったりして、それが最近、文科省やらいろんなところから視察が来るちゅうのに、こんなんであんなか。わざとそれを見せるような、もうちょっときちっとした整備があるんじゃないかなと、こう、私らが思ったくらいじゃから、ほとんどの人が思ったんじゃないかなと思うんですよね。

ある程度、そういう空き教室の活用についても明確な指針を持ってそこに対応してあげることが大事だと、こう思うんですいね。学校からすれば言いにくいところがあるんじゃないかなと思ったりしたもんですから、そのあたりについても学校からの要望じゃなくて、自分の目で、ここもどねえかせんにゃあいけんという思いになってもらうと非常に助かるかなと。

特に、小学校も中学校も体育館なんか見ると、横の壁なんかにもうさびて穴が開いたり、そういうケースも見えるんでね、要望を聞くというんじゃないで、ある程度自分らで点検もして、あわせて整備方針というのを決めていくといいかなと。できたら総合的に考えて、そういったものの、例えば補助事業があるときには一遍にやってしまうとか、そういうことがええと思いますので、今後の御検討をしていただいたらと思います。

それから、今、光市では、今、スクールライフとか、光っ子サポーターとか、コーディネーターとか、たくさんの囑託の方を雇ってるんですね。何ページの何がこうだということが、ちょっと私には指摘ができませんのですが、例えば、不登校の子じゃないと思いますが、授業の成立しない子供さんがおったときに、教育委員会のほうからサポートをしていただいて、そういった児童生徒に対応していただいておりますけれども、通常、その不登校の定義が、例えば1週間連続して来ないとか、そういう定義があったとしたら、そういう定義に対応するような中身が、こう私の目には見受けられるところがあって、義務教育ですから、もうとりあえず受け入れる。月曜日から金曜日までについては受け入れるということが大事だと私には映っておるんですが、学校側からすると、そういった子供が週に1回でも言葉の教室とか違うところに対応すると、全体的には物すごくよくなる。その子を入れることで下がるんかもわからんですが、ある程度、義務教育ちゅうのはそういう者も受け入れながら整理をしていくことが大事だと、こう私には思えるんですが、そのあたりの対応策ちゅうのはどういう、今までこう、検討されてきて、どういう方針、そういう、要は、今、サポーターみたいな、要は独自の学校が対応する職員と言いますか、雇ってますよね。その人たちがどういうその活躍をしていくのか、わかる範囲で結構ですが。

○委員長

河村委員、済いません、今、どの項目に。

○河村委員

じゃけえ、なかなか…、例えば195ページのこのスクール……、こりやああれか、違う。

まあ、ストレスチェックとか、あるいは。臨時職員もあるじゃろうけど。

○委員長

河村委員、もし全体にかかわる質問であれば、最後に、全体を通してっていうことでいいですかね。

○河村委員

最後にしましょう。でも、学校に関係するんじゃないけど。実際には。

○委員長

済いません、暫時休憩いたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかにありませんでしょうか。田中委員。

○田中委員

濟いません、2点ほどちょっとお聞きしたいなと思って。今、説明を受けて、ちょっとあれっと思ったことがあったので、1点が、先ほど199ページの小学校の整備事業のほうで、温水シャワーの話をされてたんですが、ちょっとイメージをしながらお聞きしてて、今あるトイレ改修の中で温水シャワーつけるというお話だったんですが、これはあれですか、生徒が自分で使ってやるんですか。

○太田教育総務課長

場所につきましては、教職員用のトイレの一部を改造し、児童が使うトイレとは少し場所にあります。

それを誰がどういうふうにするのかということをございますけども、それについては教職員あるいは養護の先生等が子供について、洗い流しなどをする予定でございます。

○田中委員

わかりました。それ、よく聞いて安心しました。トイレ改修の中で今の昨年設計した中の一部にそれが入ってて、普通の小学生が使うトイレの中につけるのかなと思って、ちょっと不安を抱いたので、別の教職員というところで安心しました。それはそれでいいです。ありがとうございました。

それと、あと199ページの当初予算案の13ページ、48ページ、イングリッシュプラン光について少しお聞きしたいと思うんですが、事業説明の中のほうでも小6、中2において外部評価を実施する、そしてまた英検ジュニアの学校版、英検 I B A の受験ということで事業紹介があるんですが、そののどういったものなのかということと、何のために、何でそれをやるのかというところで御説明をいただけたらと思います。

○奥屋学校教育課主幹

今、御質問がありました英検ジュニアと英検 I B A についてですが、光市では英語教育には先進的に取り組んでいるということで、このような取り組みをするからには、学校は子供たちの英語力を客観的に把握し、分析して授業改善を図るという必要があると考え、室積小・中学校の実践のときから評価の材料として使っているところでございます。

それぞれどんなものかということですが、この2つとも合格したとか、あなたは何のレベル合格したから証書を送りますとかいうよりも、例えば小学校の英検ジュニアでありますと、リスニング形式のテストになっておりますので、まず児童に抵抗感がなく行える、つまり今、学校でやっている読む・書くではなくて、聞く・話すの領域で行える評価です。

それから、全国平均と比較でき、自分がどのくらい学んでいるかを把握することができる。それからどのくらい自分に、今、力がついているのか分かるので、自信がついた児童がふえたという成果があります。

中学校におきましては、普通の英検ではなくて英検 I B A というものですが、あなたはこの英検で言えばどのぐらいの力がありますということを示してくれるので、成果としては室積中学校におきましては英検の受験者数が非常に増えたという成果が上がっております。

以上でございます。

○田中委員

今の室積小学校からの英語教育についての取組みというのは物すごい期待してる部分もありますし、まさに光市が教育のブランド化ということで掲げられてるので、ここに期待するところではあるんですけど、小学校の部分で合格・不合格はない、そして全国平均と比較できたり、中学校の英検でどのぐらいの力があるかということがわかるということなんですけど、これは受けた生徒と今、学校側でも共有するものだとは思いますが、ここからまたこう、ちょっと英検の受験者も増えてるというお話もありましたけど、英検取得に繋げて子供たちは高校に向けて書くときに、自分が資格持ってるんだよというものが光市でできたら、それこそ教育のブランド化につながっていくとは思いますが、そのあたりの将来的な考え方、将来的と言ったらいけんか、考え方があればお聞かせいただけたらと思うんですが。

○奥屋学校教育課主幹

英語検定試験ですが、これは子供により受けるものが違ったりします。それに比べて、英検 I B A では一律に同じ試験ができるとか、そういうことがありますので、子供たちの実力を判断する材料にもなりますし、教員が自分の授業分析にも使えますので、当面の間、取組んでみたいと考えております。

○田中委員

わかりました。検定についてはいろいろ、TOE I C とかいろいろあるので、何を選ぶかというのはもちろん子供たちにかかってくることだと思うんですが、英検とかも人数が集まれば光市で受験できたりとかというのがありますし、将来的なところで要望になるのかもしれないですけど、それこそ新電力で予算、予算というお金が出てくるところもありますので、そういったものを将来の次世代のために、予算の部分に入っていないでしょう、枠としては教育委員会がまだ持っていると思うので、使えませんが、そういったものを使っていただいて、英検の受験料の補助を出すとか、そういったもので教育のブランド化というものに取り組んでいただけたらと思いますので、それはお願いしまして終わります。

○中本委員

奨学援助制度についていろんな機会をいただきまして質問をしてまいりました。ちょっと通告をしておりませんが、関連をいたします。

今回の制度の課題とかいろんな見直しをやられておられます。特に入学前の支給制度

については非常に喜んでおられたというふうに思っております。

1月末をもって受付終了ということでありましたが、何人ぐらいの申請があつて、全部受け入れされたのか、そのあたりを1つお聞きしたいと思います。

○太田教育総務課長

就学援助の入学前支給の申請件数のお尋ねでございますが、世帯数で言いますと163世帯が申請をされております。そのうち認定があつたのが131世帯で、人数で言いますと小学校就学予定者が75人、中学校就学予定者が64人、計139人となっております。

○中本委員

そうしますと、認定が131世帯ということは163出た中で32世帯が対象外だったということの理解でよろしいでしょうか。

○太田教育総務課長

そのとおりでございます。

○中本委員

今回の制度見直しによって、非常にいい制度であつたというふうなことを思っております。しかし、適正に実施することが一番肝心なことでありますので、県内他市比べて光市がどうだったんだというような、過去に質疑もさせていただきました。

そうすると、見直しによって今年度の予算額がかなりの減額になっていることは予算でわかります。どの程度の対象人数で予算計上されたのか、ちょっとそのあたりをお聞きいたします。

○太田教育総務課長

就学援助につきましては、それぞれの項目によって、例えば修学旅行はその修学旅行費に該当する学年だけということになりますので、幅広くとるために給食費を対象で説明させていただきますと、小学校においては給食費を512名、中学校におきましては給食費を276人で予算計上をしております。その他にもいろいろ修学旅行費が小学校で90人であつたりとか、中学校費では91人というふうになりますけれども、全体の数字を捉えるためには、給食費で説明をさせていただきました。

以上でございます。

○中本委員

わかりました。

かなり、かなりと言いますか、今までの基準で改めて設定基準の見直しをされております。世帯によっては非常に厳しく、認定漏れをされるという人数がかなり増えるかなというような思いをしております。

今回の32名の認定漏れの中で、この基準の見直し等々がしっかりと認知されておしま

すか。いろんな問題点がなかったかどうかというのもあわせてお聞きをいたします。

○太田教育総務課長

周知につきましては各機会を捉えながら多くの周知をしてまいりました。小学校就学予定者につきましては、就学時健診のとき、あるいはそのどうしても配付できなかった学校につきましては郵送等で配付しております。

基準の周知対応につきましては、これは平成29年度分でありますので、旧基準の中で対応して支給をしております。

以上でございます。

○中本委員

旧基準で支給したということでありますね。わかりました。したがって、今度の申請の受け付けは4月、7月ですね、というふうに聞いておりますので、今後の周知徹底を強化し、あるいは先ほど説明がありましたようにホームページあるいは案内等で周知徹底の必ず強化を図っていただくようお願いをして、終わります。

○委員長

ほかにありませんか。

なければ、次に、3番目の社会教育のうち、社会教育総務費及び青少年健全育成費関係事業について、執行部の説明を求めます。

説 明：弘文化・社会教育課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

こんにちは。青少年健全育成費の209ページの放課後児童クラブ管理運営事業費についてです。これの29年度は5,574万8,000円、30年度が5,985万5,000円とあまり変わらないんですけど、職員の人数と単価などを教えてほしいことと、それと次のページで211ページの放課後児童クラブ保育支援業務委託料の下、施設用備品購入費、これは24万8,000円は前年度と変わってないんですけど、この変わらないという考え方の説明をお願いします。

○弘文化・社会教育課長

放課後児童クラブに係る内容についてお答えいたします。

本事業に係る予算の増減につきましては、全体で410万7,000円の増となっております。その主な要因につきましては、臨時職員の賃金につきまして賃金単価870円を900円と単

価の改定を行いましたことから生じたものが主なものとなっております。

また、施設予備費の内訳ということでございますが、この内訳でございますが、各施設で使用している備品等につきましては、例年、経年劣化等により破損等に陥るケースが多々ございますので、それらに対応していくことを目的としたもので、特にこれということでの備品ではございません。

以上でございます。

○田邊委員

備品のことは前回と一緒の考え方ということですね。

運営事業についてなんですけど、室積のログハウスは補正予算である程度の問題は解決されたと思うんですけど、あとログハウスが4カ所あるんですけど、4カ所の状況も何ら室積と変わらない状況がまだあるんですけど、そういったところの改善なんかは今年度で考えてるようなことはないんですか。

○弘文化・社会教育課長

ただいまの件、先ほど1点、答弁漏れがございましたので、支援員の内訳の人数について改めてお答えを先にさせていただければと思います。

支援員の内訳でございますが、4月から9月までは48名のパート職員と1名の嘱託職員、10月以降は嘱託職員を3名新たに雇用する予定としておりますことから、45名のパート職員と4名の嘱託職員という体制とする計画でございます。

また、室積サンホーム以外の部分のログハウス、あるいは別室になっているサンホームの施設改修、こちらについては今年度、予定はしておりませんが、今後も引き続き各施設の利用状況等の把握に努めまして、これらの状況把握に応じたできるだけ早期の対応に努めていく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

今、答弁されたように、室積以外のサンホームを早期に問題を解決することがまず前提であるので、そういったところを今後ともよろしくお願いします。

あと歳入のほうのページ数なんですけど、歳入のほうでちょっとお願いします。29ページなんですけど、29ページの社会教育費補助金、これの教育支援活動促進事業費補助金の3分の2、この199万4,000円、これは前年度も191万4,000円ぐらいで変わらなかったんですけど、これ、サンホームに対しての割り当てはいくらだったのか、お願いします。

○弘文化・社会教育課長

ただいまの歳入の部分についてお答えをさせていただきます。

先ほど委員さんおっしゃられました部分は、これはサンホームのところの補助金ではなくて、サンホームの補助というか、そういったところにつきましては、先ほどもちょ

っと御説明をさせていただきましたが、ページで言いますと21ページの一番下のところにあります国庫補助金の児童福祉費補助金の説明によります子ども・子育て支援事業交付金、これが3,604万4,000円あるわけですが、そのうちの1,613万8,000円がサンホーム部分になります。同様に県費のほうも補助金がございますので、こちらは27ページのところの10行目にあります。こちらと同じ名前の、子ども・子育て支援事業交付金3,604万4,000円のうちサンホームの部分の補助金が1,613万8,000円含まれておるということで、この2カ所がサンホームに係る補助金というふうに御理解いただければと思います。

○田邊委員

私は少し勘違いしておりました。29ページもサンホームに補助金が入るかなと思って聞いてみました。濟いませんでした。

そういったことで、サンホームの問題はこれからまだ出てくる問題とは思うんで、トイレの改修工事に当たっているいろいろ忙しいとは思いますが、サンホームの問題も今後ともよろしく願います。

以上です。

○仲山委員

209ページの中ほど上ですね、旧勤労青少年ホーム解体工事ということで、予算が入っております。ここについてなんですけれども、解体後の方針あるいは予定というようなものについて何か今、あるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○弘文化・社会教育課長

今年度は解体の予算ということでつけさせていただいておりますが、今現在、まだ解体後どうするということは決定しておりません。ただ、お借りしている土地についてはお返しするということになるかというふうに思います。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。今のお話だと、敷地については借りている分と市のほうが持っている分とがあるということですね、わかりました。また有効に使っていく、ないしは財源にしていく、いろんな方法、考えられるかと思います。あまり長く置いておいてもあれですので、早急に検討されることをお願いして終わります。

○森重委員

ごめんなさい。同じく旧勤労青少年ホーム解体工事ですけど、3,800万円近くということで、非常に意外にかかったなと思うんですけど、先ほどは浄化槽の解体云々も言われたんですかね。そのあたりの内容をちょっと、意外にかかったなという感じがしましたので、それをちょっと願います。

○弘文化・社会教育課長

工事の解体にかかわる経費の内訳ということかと思います。こちらにつきましては、この解体工事としては3,760万円を予算化しておりますが、それ以外のことにつきましては、浄化槽の消毒、解体に20万7,000円、それから備品等の処分ということで36万円を予算計上させていただいているところでございます。

先ほどおっしゃられましたように、3,760万円という金額でございますが、こちらにつきましては、現状に復して返すという土地の部分がございませう関係で、工事の中でもくいの部分の撤去とか、そういったところにかかなりの経費がかかったりとか、それから、中の解体したものの処分費もかなりかかってまいりますので、そういったものを積み上げた結果が、こういう金額になったかというふうに理解しておるところでございます。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。先ほど、この今跡地の、同じくそのテニスコートの部分ですね、あれはその前の駐車場は関係ないんですかね。そこをちょっと確認します。

だから、このテニスコートですけども、これまで使用頻度も結構あったのかなと思いますし、もしそのあたりの維持管理費がどれだけかかっていたのか、今後の方向性はまだわかりませんが、参考までにちょっとお聞きをしたいと思います。

○弘文化・社会教育課長

昨年度、平成28年度末をもって事業を閉鎖した関係で、そこにかかる経費がどのぐらいかかっていうのは、それ以降になりますので、ちょっとまだ金額っていうのが確定しておりませんが、維持費についてはもう電気、水道等全て処分、つないでおりませんので、ほぼ草刈り業務等程度の金額がかかっている状況でございます。

それから、テニスコートの部分でございますが、こちらは今うちのほうで確認している段階で、1団体の方がテニスコートを利用しておられまして、それは青少年ホームの事業の中でやっておられた、当時からの継続で行われているわけでございますが、こちらにつきましても、青少年ホームと一体ということで、同様に処分というか、解体の中に計画に入れておるところでございます。

こちら先ほども申し上げましたが、跡地の予定につきましては、まだ未定ではございますが、市のほうで設置しております公共施設マネジメント、こちらの遊休地の処分ということで検討をしていくようになるのか、と思いますが、現状くどうようでございますが、今後はまだ未定ということでございます。

以上でございます。

○森重委員

テニスコート、光のあそこ結構学生さんたちも使われていたこともあると思うんですけども、国道に面してちょうど見えるということで、何かライトアップか何かすれば、非常にそういういい、使われればあれですけども、下松なんかも結構そういう野外でい

ろいろやってらっしゃるイメージとかもありますけど、ちょうどあのところにあるというのは、ちょっと惜しいなというふうな気もするんですけど、今後それはいい買い手さんがついてとなればまた別なんでしょうけども、そのあたりもいろいろ御検討いただきまして、今テニスコートはスポーツ公園の中にありますけど、需要があれば場所的にはちょっとイメージアップにできるような場所でもないかなというふうにも考えますので、そのあたりよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○仲山委員

先ほどお伺いした、今の勤労青少年ホーム解体工事に関する事なんですけども、先ほど跡地民間等から借りている分と、市のほう持ってるほうってあるということはお伺いしたんですけど、大体おおむねでいいんですけども、どのあたりが市の土地で、どの範囲が民間地かっていうあたりお伺いできれば。

○弘文化・社会教育課長

おおむねでございますが、建屋がある部分が借地というふうに御理解いただければと思います。それ以外は、市の持ち物というふうにお考えいただければと思います。

○仲山委員

全体の範囲について、ちょっと私不安になるものでお伺いしますけれども、テニスコートや広めの駐車場あたりも市の土地なんですか。

○弘文化・社会教育課長

御指摘のとおりでございます。

○仲山委員

ありがとうございます。思いのほか広いなということを確認させていただきました。

あそこのところに、もう一個建屋が商工会議所ですかね、あそこも同じく市の土地なんですか。

○弘文化・社会教育課長

直接の所管ではございませんので、一応確認しましたところ、あちらは商工会議所の持ち物というふうに伺っております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。これで終わります。

○河村委員

ちょっと続きですが、テニスコートは一般の方が利用団体ということでお使いになっておりますが、結構使用頻度が高かったと思うんですが、その維持費も余りかかってない状況の中で、テニスコートを撤去しなければいけないというのは、単に今市の公共施設の統廃合ということでやろうと、こういうことなんでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

テニスコートを利用しておられる方につきましては、現状は1団体ということになっております。平成28年度末までは、一般に開放しているということで、それ以外の方も御利用になっておられたというふうな理解はしております。

その際にも、この事業自体を廃止する際にも、皆様方にも御協議いただいた経緯があったかというふうに理解しております。

その解体を行っていく中で、この利用団体にも協議を行っていく中では、同じ勤労青少年ホームという事業という中での取り扱いということで協議していく中では、おおむね御了解をいただいたというふうに認識いたしておりますことから、今回また解体の中に加わってくるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

おおむね了解というと、自分の持ち物じゃないんじやから、壊すと言われたら、その抵抗のしようがないんでね、利用者にとっては島田、あるいは光井の方が結構中心じゃったと思うんですが、大変使いやすい、片一方はスポーツ公園まで今度行かんやいけんという話なんで、健康増進にも結構役に立っておったと、こう理解をしておるんです。

できることなら、維持費もそんなにかからないということであれば、1年、2年、あるいは次の利用形態が固まるまでは、何とか残してあげたらいいなと、こう思うんですが、建屋のほうも当初は地域にもというような、いろんな話もあった中で、もうことしに入ったらすぐ解体すると、こういう話でありましたのでね、あんまり地域からすると期待はしてないみたいですが、期待はされんちゅうのも寂しい話でね、もうちょっとそういった期待に応えられるような柔軟な対応というのが必要だと思いますので、よろしく願いしたらと思います。

207ページ、社会教育総務費ですね。下段の小さな親切運動光支部補助金4万円、それから連合婦人会補助金25万円と、こうあるんですが、総額の活動費は幾らになってました。

○弘文化・社会教育課長

小さな親切運動と連合婦人会の活動費ということかと思えます。小さな親切運動の活動費につきましては、28年度決算では合計で30万円弱程度の事業費となっております。

一方、婦人会の方でございますが、婦人会につきましても事業費といたしましては、こちらが大体約40万円ぐらいになっております。

以上でございます。

○河村委員

この間協同募金のお話をさせていただきました。その中で、地域のいろんな諸団体に共同募金から補助金が出ております。それを入れると、補助金のほうが多いかもわからんというような形が見えるんです。一度今までの補助金制度というのは、例年どおりの配分といいますか、というんじゃなくて、申請書をきちっと出していただいて、どこからどういう収入があって、どういうことでその活動も含めた内容が望ましいと思うんですが、そういうふうな形をとっておられます。

○弘文化・社会教育課長

今の社会教育課のほうでの補助金交付に当たりましては、総会資料をもって支出をしておりますので、それ以外の収入というのはないのではないかとというふうに認識しておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

協同募金の補助金そのものが公開してある話ですから、見りゃわかる話ですよ。総会資料で出すということは、その団体がこういう活動するからという要は事業補助ですよ、そういう形が見えてこないというのは、どうもおかしいなと。

やっぱりそういう団体のほうから補助金を申請するような形にしていかないと、ちょっと変化が今もう大きく起きていると思いますので、そのあたりの対応っちゅうのは、新年度になってからでもそういう対応は必要だと思いますから、聞き取り等を含めて対応をしていただいたらと思います。

それから、209ページ、青少年健全育成市民会議補助金ということで、130万円上がっておるんですが、従前は青少年の市民会議というのは、結構企画委員会が充実をしまして、活動内容も豊富であったと思うんですが、最近余り聞かなくなってきたんですね。

地域でも、市民会議の負担金ということで、1件当たり300円いただいておりますが、その用途等についても、何か最近充実してないんじゃないかなというふうな思いがあるんですが、企画委員会っちゅうのは、昔のような活動をしておるんですかね。

○弘文化・社会教育課長

すいません。青少年健全育成市民会議につきましては、企画委員会、それから推進委員会、それから当会議を3パターン持って、それを年に2回から3回実施する中で、行事を行っているところでございます。

過去にさかのぼってどうかということは、ちょっと把握しておりませんが、おおむね以前と減ったという認識は持っていないところでございます。

以上でございます。

○河村委員

それから、同じ項の上段のオリエンテーリングのパーマネントコースの管理委託ということで、従前にもいろいろお尋ねをしてきたところなのですが、先般ちょうどそれがパーマネントコースに当たっているかどうかわかりませんが、コバルトラインの掃除をやっておったときに、ポストがたまたまあって、余り体裁のいいものではなかったんですが、この管理委託の中で実際の証拠写真とかいうものが余りなかったような気がするんですが、そのあたりの対応策っちゅうのは考えちよってですか。

○弘文化・社会教育課長

オリエンテーリングのパーマネントコースでございますが、以前もお答えいたしましたとおり、市内はパーマネントコースが3カ所ございます。この委託に当たりましては、安全な実施に向けての道の管理、それからポストの点検のための草刈り、マップの整備、ポストの塗りかえを委託契約書の内容に基づいて年4回実施していただいております。

報告等も今上がってきておまして、それぞれのコースの状況等も写真ではない、文書ではございますが、報告もいただいておりますので、そういった中で適正に管理されているというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

3カ所の中にコバルトラインが入っているかどうかわかりませんが、私が目にしたのは、余り芳しいものではなかったと。年に1回ぐらい最後のときでも、パーマネントコースのコースの写真、あるいはポストの写真等を、最近はまだデジカメじゃから、余りお金かからんのでね、そのくらいのことはやっぱりちょっと記録に残していただくと、今後のためにもなるんで、そういうふうにやっていただいたらと思います。

以上です。

説 明：弘文化・社会教育課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

お願いします。213ページからまいります。文化センター整備事業の90万円が、照明施設の設計委託料というふうに上がっております。今回のこの回収の範囲、あるいは内容についてお伺いします。

○弘文化・社会教育課長

今回の照明改修に向けてのことについて、お答えを申し上げます。

今回の照明改修に向けての設計委託を想定しております箇所につきましては、1階の企画展示室及び2階の歴史民族展示室、美術展示室、自然史展示室の合計4部屋を想定

しているところでございます。
以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。それらの照明について、固定のものもないわけで、展示されてないわけではないんですけど、主にダクトスポットと呼ばれているような移動可能な照明器具でもって今やっている、そのもとになっているレールといいますか、配線ダクトと呼ぶものなんですけど、あれの位置自体だとかまで変えるような改修なんですか。

○弘文化・社会教育課長

今回の予算の中には、設計委託ということで予算計上させていただいているかと思えます。今回設計するということになりました経緯につきましては、まずLED化するに当たりまして、文化財や美術品の展示照明という内容でございますから、明るさのみでなく均一性、演出性、紫外線の放出量等を考慮した計画である必要があるということから、器具の設定や配列方法についての検討も含めて設計を委託することとなったものでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。今の状況よりは、当然のことながらよくなるのが当たり前なんですけれども、LEDの光源というのも、やはり蛍光灯等とほかもろもろもそうなんですけれども、美術館用っていうのは、今言われた演色性、色ですね。それから、紫外線の量、その他いろんなことがあります。

ただ、光源自体の電球とか蛍光灯と違っていうのに相当するような、その光源自体の問題と、その設置の仕方ですよね、そのあたりとはちょっと別問題だと思うんですね。

実際に今の配線ダクトの位置のままで、その器具の演色性であるとか、今言われたような諸条件をクリアするためだけであれば、実際器具選びだけになっちゃうんですよ。

器具選びだけとなりますと、実際に設計のほうの立場からいいますと、これは1社に限りはないですけども、照明器具の会社と打ち合わせをして、そして提案を受けながら選定をしていくという段取りになるんですけども、ちょっとこの90万というこの設計にかかる費用っていうのが、ちょっと随分大きい金額だなと。

規模から考えても、今言われた4室でありますし、これはやりようによっては、もう少し軽減できるやり方もあると思いますので、ぜひ設計といいますか、その選定等にかかわるところで何を決めるために、幾らお金かけるのかというあたりについて、御検討しながら進めていただけると、よりいいかなと思います。これは希望というか、要望としてお願いいたします。

次いいですか。213ページから15ページにかけて、明治維新150年関連と思われる伊藤公資料館の運営事業等のところに入っている項目があるんですけど、先ほどお話があり

ました伊藤公資料館管理運営事業の中の印刷製本費、これが伊藤ドラマの書籍化であるという話お伺いしました。

この書籍化に当たって、こういったサイズ、仕様の本を、書籍を何冊ぐらいつくられるのか。また、その活用といいますか、その頒布といいますか、それは販売なのかどうなのかよくわかりませんが、そのあたりどういうふうに活用、どういう狙いでつくって、その利活用するのかというあたりについてお伺いしたいと思います。

ほかにも明治維新150年関係ありますけど、まず本についてお願いします。

○弘文化・社会教育課長

今の伊藤公の書籍販売にかかわることについてお答えを申し上げたいと思います。

維新150年に向けまして、平成27年度から伊藤公資料館において実施してまいりました伊藤ドラマ、今年度第4編を迎えるわけでございますが、今年度それを集大成ということの位置づけの中で書籍、60ページ程度のものになるかなと思いますが、そちらを発刊、これは販売していく予定としております。

以上でございます。

○仲山委員

何冊ぐらいつくられるんでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

失礼しました。1,000冊を予定いたしております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。1,000冊、サイズも60ページとは聞きましたが、サイズはあれなんですけど、第4編までを集大成して、今この印刷製本費全てがこの本に係るお金かどうかというのもあるんですけど、1冊当たり幾らぐらいになって、それを幾らぐらいで販売するというような予定であるか、お伺いしてもいいですか。

○弘文化・社会教育課長

この印刷製本費全てが予算、そちらのほうではなくて、ほかのパンフレットでありますとかってということも想定しておりますので、この冊子につきましては、値段としては一応見込みで、まだ確定ではございませんが、1,000円程度を予定しているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ぜひ1,000円の値打ちが感じれるものに、ぜひともつくっていただきたいと思います。紙質にもよりますけども、この予算説明資料、これでも60ページ以上ありますので、結

構ちよっと薄いものかなと思いますので、ぜひ魅力をどうにかつくっていただいて、私ももちろん買いますけども、実りのあるというか、いい冊子ができるよう努力をお願いいたします。

215ページのほうで、今度は伊藤ドラマ第4編の展示にかかわると思われます予算が組まれています。展示設備委託料、これ自体は伊藤ドラマと直接関係があるのか、ないのかわからないですけれども、伊藤公資料館のほうの内容としてかなり大幅にお金は上がった状態で予算に入っております。あと運搬委託料も少々上がっています。

今回の伊藤ドラマ第4編に関して、展示について何かその増額してでもいい展示ということだと思えるんですけども、内容について何か特徴といたしますか、ありましたら。

○弘文化・社会教育課長

伊藤ドラマ第4編につきましては、これから話を詰めていくところでございますので、まだこういったものというのを明らかにできる状態ではございません。

ただ、先ほど少し触れていただきましたが、150年とは直接関連があるところじゃございませんが、展示設備の保守委託料、それから展示場備品の購入費というところが、伊藤公資料館の展示に係るところでございますので、お答えを申し上げたいというふうに思います。

伊藤公資料館の展示設備保守委託料につきましては、従前のシアターホールの映像システム点検に加えまして、今展示室にあります人物検索システム2台と、センサー感知映像システム6台を、こちらを2台に集約いたしまして、閲覧室のほうに移設する予定でございます。これらによりまして、今度みずから調べて学べる機会を提供しようというところでございます。

それに係るところで、展示予備品購入費といたしまして、人物検索システムセンサーの感知映像装置を2台購入する予定となっておりますのでございます。

以上でございます。

○仲山委員

これは、今お伺いしました伊藤公資料館のほうの展示が、伊藤公ドラマのためというよりは、学びの場として自発的にかかわっていく、主に子供たちを想定しているんだと思いますけれども、そうして学ぶようなものとして、今回整備をされたということ了解いたしました。

あと関連といたしますと、伊藤公資料館庭園ライトアップ業務委託料40万9,000円ですか、これが新しく入っております。これは、先ほど紅葉の季節にということでお伺いしました。おおよそ設定している期間、あるいは照明するといたしますか、ライトアップする範囲といたしますか、箇所といたしますか。

それから、見に来られる方、日が暮れてからが勝負だと思うんですけども、外から見ることなのか、中を散策ある程度できるのか、公園ですので、ある程度自由に歩けるのかもしれませんが、どういったようなその開館と言わないですかね、オープンの状況でやられるのか、そのあたりお伺いしたいと思います。

○弘文化・社会教育課長

それでは、ライトアップの件についてお答えを申し上げたいと思います。

伊藤ドラマを行う企画展の開催期間中には、紅葉シーズンというのがございます。生誕日であります9月2日からが企画展の開催でございます。それから、11月ぐらいまで行うところがございますので、その紅葉シーズン、まだ日にちはきちんと確定しておりませんが、紅葉シーズンに伊藤公資料館の公園周辺をライトアップし、モミジ、イチョウなどの紅葉を観覧できる機会を提供したいというふうに考えております。

あわせて、資料館の夜間開館も行いながら、集客も図ってまいりたいと考えておりますし、動線についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲山委員

夜間開館も考えてらっしゃるということで、大変積極的でいい企画になるんじゃないかと思えます。このライトアップは、市のほうの明治維新150年であるとか、県のほうの明治150年プロジェクト「やまぐち未来維新」ですか、そういったもの、またあるいはその関連というかになります。山口ゆめ花博の県内61カ所の連携会場の一つに、伊藤公記念公園がなっております。

そのあたり等からつなげたいいわゆる連携会場としての取組みの一つに当たるのかと理解しておりますが、伊藤公記念公園、連携会場としてこのライトアップ以外にも何か考えてらっしゃることがありましたら、お伺いしたいと思います。

○弘文化・社会教育課長

各関係所管との連携ということだというふうに思います。こちらにつきましては、光市が行うというか、県の事業に光市が関連しているというふうに御理解いただければというふうに思います。

まず、県の関係機関と連携しております事業につきましては、企画展伊藤ドラマ第4編開催に当たりまして、おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会の助成金のほうを活用しているところでございます。

また、本協議会とは県内周遊型パスポートブック事業といたしまして、伊藤公資料館がおいでませ施設として登録されてサポートいただいているところでございます。

また、県が実施予定でございます、さきほども議員も申されました山口ゆめ花博には、周遊スタンプラリーの県内61施設の一つとして登録されて、連携した取組みをする予定となっております。

そのほか、市の関係所管とも、レノファ山口のサポートとして、ホームタウンゲーム時には連携を計画しているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

積極的にいろいろと、いろんな仕組み等絡めて取組まれるという話お伺いしました。ぜひ充実したものになるようお願いいたします。

ちょっと、少し戻りますけど、ライトアップのことについて1点確認をしておきたいんですけども、ライトアップの照明器具であるとか、照明に供する器具ですね、そういったものはこの委託料の中に含めて設置をして、特に市のほうで新しく設置とか、そういうことではないんですよね。

○弘文化・社会教育課長

この委託料の中でライトアップする予定にしております。
以上でございます。

○仲山委員

わかりました。じゃあ、市のほうは持つのは電気代ということですね。はい、わかりました。

じゃあ、次行かせていただきます。図書館管理事業、217ページです。大和コミュニティセンター複合施設ですか、新築ということで、図書館の大和分室移設ということになります。ここにも大和分室移設業務委託料と、それから施設用備品購入費と、これが主に図書館の引っ越しにかかわる予算かと思えます。

この大和分室は、光市では図書館というのは光市図書館本館以外、本館の次に規模の大きな図書館であり、大和エリアの方々にとってアクセスしやすいという位置にあるもので、それなりのものだと認識しております。

この大和分室、今度新しく建物も独立したのではなくて、前も独立したものではなかったにしても、今度は建物の中に入ってから図書館に入るといったような性質のものでもあります。

この大和分館、分室のほうで特にそのあたりも意識して、図書館の特徴をこういうふうに持っていきたいというようなことがあるようでしたら、お伺いしたいです。

それと、蔵書に関してなんですけれども、今分室にある書籍を、大半移動させるのではないかと思ってるんですけれども、新たに購入する分がやはりある程度あることによって、新しい図書館らしくなるんじゃないかとは思ってますけれども、購入費が少々ことしは多目になってるように思うんですけど、その多目になってる分がそれに相当するのかなというあたりも、ちょっと確認させていただければと思います。

最終的な蔵書規模が、引っ越す前の大和分室と新たになるあたりで変化がどれぐらいあるのか、予定としてはどんな感じかということを含めてお願いいたします。

○亀山図書館長

図書館の大和分室の御質問をいただきました。

特徴といいますか、図書館の大和分室の目指す方向といいますか、図書館は地域の生涯学習の拠点であるということで、大和支所、大和コミュニティセンター、いろんな方

がお見えになられる複合施設に設置されるということは、一つの利便性の向上、メリットであるということでございます。

また、共用スペース、閲覧スペースであるとか、サロンも含めて整備されますので、図書館の利用者にとっても利便性が高まり、くつろげる空間になるものと思っております。図書館としては、まずは地域のその生涯学習を支援する図書を充実したい、また、サービスも充実をしていきたい、多くの利用者にお見えになっていただきたいということでございます。

また、図書の整備費の御質問がありました。今現在では、大和分室の移設後の資料代含めて300万円を予定しておるところでございます。その中で、図書の費用というのは1冊1冊違いますので、何冊ということとは言えませんが、そのスペース的なことから、1万5,000冊ぐらいは確保していきたいと考えております。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲山委員

お答えありがとうございました。コミュニティセンター内に設置をするという図書館ということで、生涯学習の拠点というコンセプトで整備をされるということをお伺いしました。大変望ましい方向だと思います。

その点で、共用スペース等ともつなげて利用するというような話も出ました。コミュニティセンターの開館時間というのと、図書館の開館時間ということがあるかと思いません。図書館のほうもあわせてコミュニティセンターの開館時間あけられるとか、そういうことも考えていらっしゃるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○礪山図書館長

図書館の大和分室の開館時間についてのお尋ねであります。

図書館ということになりますと、利用者に対してサービスしていくということですが、その前提として図書館として、図書資料の収集・整理・保存をして、皆さんに無料で提供していくと、また、図書館システムもつながっているということで、図書館の一定の管理をしていく必要もあります。そういった意味で、今現在では大和分室の開館時間については、9時から夕方5時15分、それから、水曜日と金曜日については、夜7時まで運営しておりますが、移転後も開館時間は同様の予定でございます。御理解をお願いいたします。

○仲山委員

ありがとうございます。中学生や高校生等が学校が終わって立ち寄るという場面が、いわゆる光市図書館あたりでも多く見られます。あるいは、公民館等でもそういった姿

が見られたりします。できれば少し利用時間を場合によると運用しながら、考えていただけるとありがたいなと思います。

もう一点お願いしたいんですが、大和のコミュニティセンター新築に絡んでというか同じ敷地内にあるので、大和の民俗資料館というんですか、名前、正確にはちょっとあれなんですけど、あそこの資料も移動させることになるかと思うんですけど、移動および整理ですか、そのあたりについて予算としては、特に項目としてはちょっと見られなかったんですけど、実際にもうこれは行われることだと思いますので、そのあたりはどのように実施されるのかお伺いしてもよろしいでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

委員御承知のとおり、岩田駅の周辺コンパクトシティの整備に伴いまして、平成31年3月以降には資料館は解体予定ということになっておるところでございます。

今後の対応ということでございますが、現時点では特にまだ未定の部分が多いわけですが、150点余りの展示物、こちらについて、県、市内のその他の施設への移動、可能な限りになるかとは思いますが、あるいはその閉館に当たってのお知らせ、それから、もともとお持ちの方への返却という場合もあるかというふうに思います。

そういったことで可能な限り移設対応ということになり、最終的にはどうしようもないというか、なかなか展示等に堪えられないようなというか、もうどうしようもなくなったものについては処分になるかとは思いますが、今時点では可能な限り移動ということでの検討をしているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。資料の中にはおっしゃるように資料としての価値がもう損なわれてしまっているものの中にはあるかもしれません。そのあたりも民俗資料としての価値をしっかりと測った上で、大事にすべきものは大事にこれからも扱ってほしいと思いますので、そのあたりはしっかりお願いいたします。

以上です。

○田邊委員

1点お願いします。先ほどからずっと伊藤公の資料館管理運営事業が長らくあって、大分、説明はわかりました、大体。

僕が聞きたいのは、前年度、29年度が1,851万2,000円だったのが、30年度は1,700、138万1,000円減っているところがどこが変わったのかというところがちょっと知りたいので、よろしくお願いします。

○弘文化・社会教育課長

伊藤公資料館に係る昨年度と今年度の差異について御説明をさせていただきます。

これの主なものにつきましては、伊藤公の生家の茅葺き屋根のふきかえ、これが4年

間あったわけですが、平成29年度が最終年ということで、その部分だけ減になっているというふうに御理解いただければと思います。

○田邊委員

わかりました。明治維新150年記念で光市も頑張っ、全国に名を売るように頑張ってください。

以上です。

○河村委員

213ページの下段の印刷製本費、さっき1,000冊、1,000円というような話でしたが、結果として実費ということなんでしょう。入札で下がったら下がった金額でやろうと、こういう話でいいんでしょう。

○森重副市長

先ほど教育委員会のほうからは、印刷製本費が67万円でしたか、約1,000冊という今予算を計上しておるわけでありましてけれども、その中で、委員さんの御質問に対して1冊、約1,000円でというふうにお話でしたが、やはり市のほうで頒布するときにおいては、やはりあくまで実費を鑑みたくて頒布の金額を決定したいというふうに考えております。

○河村委員

それでは、215ページ上段の公園管理委託料134万円、それからその下の清掃委託料313万6,000円について、もう少し中身を詳しくお知らせください。

○弘文化・社会教育課長

伊藤公資料館の公園管理委託料と清掃委託料、こちらについてお答えをさせていただきます。

まず、公園管理の委託料でございますが、これは例年のものがその樹木等の剪定、草刈り、そういったところが通常の昨年までの予算の部分でございます。それに新たに加わったものが、藤棚の剪定、それから一部樹木の伐採、それともう一つが今年度、企画展示、駐車場の整理要員ということで要求しておる部分がプラスで増加した部分でございます。

それから、清掃の委託料につきましては、これは例年同じ、ほぼ同様でございますが、駐車場、それから駐車場のトイレの部分、それから定期的な清掃、それから機械設備の清掃、それから内外の清掃ということでの積み上げで、毎年のほぼ同額の予算計上をさせていただきます。

以上でございます。

○河村委員

公園管理の委託料なんですが、これは何か地元の団体かあるいはシルバーなのか、そういう委託先があるんです。

○弘文化・社会教育課長

基本的にはシルバー、今年度はシルバーとそれから地元ということになっているかというふうに理解しております。

以上でございます。

○河村委員

シルバーと地元の違いを言ってもらっていいですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○弘文化・社会教育課長

失礼いたしました。今の公園管理の部分が、主にシルバーに委託しているものでございます。それから清掃部分については、地元のほうに委託しているというふうなことで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○河村委員

公園管理のほうはシルバーで、清掃のほうの委託料は地元が発注しているということでしょうか。じゃあ、その地元ちゅうのは何ですか。団体とかそういうあれがあるんですか、名称みたいなものは。

○弘文化・社会教育課長

公園内の主なものというか、ほかのところもあるんですが、地元のあけぼの園さんがございますので、そういったところをお願いしているものがございます。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。表のトイレ、駐車場ちゅうのは、全部伊藤公資料館に付随するものということでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

そういったことで取り扱いのほうをさせていただいております。

以上でございます。

○河村委員

今回、茅葺き屋根で大変ないろいろ御苦勞というか御迷惑もおかけしてきたところだ

と思うんですが、もう何年か一回に必ずやっていくわけですから、平素からカヤを取り込むとか、いろんなことが要るんだと思うんですね。

やっぱり地元でそうやっていろいろな手を尽くしてくれる団体があったりすれば、そういうところとよく協力をしていただいて、済んだから終わりちゅうんじゃないなくて、済んだからまた新しいふきかえのためのその作業をしていくというようなことが望ましいと思いますので、できるだけそういった形で展開をしていただけたらと思います。

それから、その下の市民ホールのほうで、昨年度、新電力の話でいかばかりかの金額が浮いたわけですが、今年度からはどういう形でその益を配分といいますか、あるいは市民サービスといいますか、そういったものに転換をされたのか、ちょっと報告をしてください。

○弘文化・社会教育課長

市民ホールの電気料の還元というふうなことでの御質問かというふうに思います。

文化振興財団のほうこれから理事会等をやっていく中で、予算建て、あるいは事業計画等を立てられるので、まだこの細かい部分でこういった反映がされるということは、ちょっと判断できていない状態であります。

以上でございます。

○河村委員

利益の処分については文化振興財団がするの、市がするんじゃないの。

○弘文化・社会教育課長

3館市民ホールも含めて3項につきましては指定管理料ということで団体のほうに委託している、財団のほうに委託しておりますところございますので、予算決算につきましては財団のほうが決めるというか決定されるということでございます。

以上でございます。

○河村委員

指定管理の中身の問題になってくるわけですよ。要はどういう契約をしてやってきたかと。じゃあ、現状を変更するのにについても何でもありなんだということであれば、そういうことになるわけね。

例えば、この中に今のいろんな掃除とか委託とかありますが、そういった維持管理についてのその料金を落としてでも、利益が出たら自分のものだと、そういう解釈ができるの。

○弘文化・社会教育課長

今申し上げまして、そういうふうに誤解されたのかもしれませんが、決してそういうところではなくて、市が指定管理をしておるところでございますので、協議等もしながら決定するものであるかというふうに思っております。

以上でございます。

○河村委員

じゃあ、市の方針として、新電力に切りかえた、そのある意味では浮いたお金の処分についてはどういうふうを考えちゃっての。

○弘文化・社会教育課長

この件につきましては昨年度もお話を差し上げたかと思いますが、基本的には指定管理料の中で電気料金、我々が指定管理をする中でそういった指定をしていなかったという、電気業者とかそういったところの指定もしておりませんので、企業努力の中でされたという話は以前もさせていただいたかというふうに思っております。

それから、そうは申しましても、5年に1回指定管理の指定変えというのがございます。来年度が一応その最終年ということになりますので、それ以降の年度から新たな仕様についてつくっていかなきゃいけないということで、平成30年度はこの仕様について、所管としてもきちんと整理させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○河村委員

当年度についてはそういう格好でええと思いますが、新しい年度が来たときには、もう全くその条件変わっているわけですから、そのあたりの方針を含めて、新しい形で指定管理料をとというのが支払いをされるんだと思います。

一日も早くそういったものにしていただきたいと思っておりますし、今のその契約の中身について、もしも事細かい契約が要ると、こういう話なら、そういうような条件についてはやっていかないといけんのですよ。そのあたりの認識がちょっと足らんのかなと。

今200億円以上のお金が出ていくんで、手を緩めたらきりが無い。できるだけお金の残る方法、シビアな形というのを考えていかなきゃいけないんで、もうちょっと考え方を改めていただけたらなと思います。

以上です。

○仲山委員

221ページの体育活動推進事業、中ほどにあります、そこの一番下の欄のところに、山口県読売駅伝参加費補助金というのが、これは見てみると去年も同じように入っているんですけども、申しわけありません、ちょっと不勉強であれなんですけど、この駅伝への参加というのは光代表チームという感じで参加されているのかと思います。そのあたりのこと、大会の概要、参加の状況等についてお伺いしたいと思います。

○村崎体育課長

山口県読売駅伝の参加費補助金についてです。

この大会は67回を数えておりまして、萩市の萩市民体育館前を出発して美祢市を經由、

そしてゴールが山口市の維新みらいスタジアム、こちらを決勝としまして、8区間66.6kmを県内の郡市対抗として行う駅伝です。

この競技は、前年の総合成績によって決定しました1部と2部に分けてレースを行っておりますが、光市は近年、武田薬品の選手を中心として、このほか市内の一般の長距離選手や高校生などによる選考会を行いまして、そこで選ばれた選手を光市の選抜チームとして編成して派遣しております。

この補助金は、これら選手やチームスタッフの大会への参加経費として支出しているものです。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。今年はぜひ注目をしてみたいと思います。こういう参加の仕方が行われているということ存じ上げていなかったもので、不勉強で申し訳ありませんでした。

それともう1点、こちらは225ページ、学校給食センター管理運営事業のほうです。

これも最下段のところ、ボイラー講習会受講料負担金というのが上げられています。金額としては小さいんですけども、これ有資格者が必要なためのことかと思いますが、こういった事情か伺います。

○清水学校給食センター所長

ボイラー講習会の受講料負担金でございます。

これは、これまで役務費の手数料で予算計上をしておりました。支出費目は負担金で支出することが適当であるということから、平成30年度は負担金で予算に計上させていただいております。

以上でございます。

○仲山委員

これはやはり給食センターの中の業務として、ボイラーのこういう講習を受講した人が必要ということなんだと理解していいですか。

○清水学校給食センター所長

現在の給食センターには小型貫流ボイラーを設置しております。小型ボイラーを取り扱う者につきましては、労働安全衛生法により、事業者が行う特別教育を受けた者でなければならないというようなことになっております。そういうことで、こういった講習会に参加して、職員が講習を受けております。

以上です。

○仲山委員

よくわかりました。ありがとうございました。

以上です。

○森重委員

1点だけ済みません、225ページですけど、給食センター産業廃棄物処理委託料、済みません、私ちょっとこれ聞いてないです、お願いします。

○清水学校給食センター所長

給食センターでは調理する過程でさまざまなごみというか、汚泥等が出ます、野菜くず等も含めてですね。そういったものをグリーストラップという下水道に流さないように一旦ためこんで外に出さないような仕組みをつくっております。そのたまった部分について、定期的に取り除くような作業というのを年に数回しております、その処理委託料でございます。

以上です。

○森重委員

じゃあ、これは残食とかそういうふうなのではなくて、その汚泥、その流すまでのものということですね。これは肥料とか何とかで使えるようなものではない、油とか何かいろんな、そういうふうなものなんですかね。

○清水学校給食センター所長

給食センターの排水につきましては下水道に流し込んでおります。そういった関係で、適切な下水道の水処理水として流すということでこういった処理をしております。

以上です。

○森重委員

了解いたしました。

以上です。

○田邊委員

225ページ、学校給食センターなんですが、下から給食用設備購入費100万円とあります。これはさっきクリップがついた配膳のものと言われるんですけど、そういったものを新たに買っているか、それとも、その都度修理してやっているのでしょうか。

○清水学校給食センター所長

このたび購入しております中ぶたつきの二重保温食缶につきましては、保温性が高い食缶というものを利用して、生徒、子供たちに温かい給食を提供できるように、平成24年から計画的に更新をしております。平成30年度購入分で計画としては全校、一応配置される予定でございます。

以上です。

○田邊委員

平成30年度で全てが終わるような形ということですね、わかりました。

○田中委員

ちょっと2点ほどさせていただけたらと思います。

先ほどちょっと新電力のことについて、指定管理も含めてお話があったので、ちょっと確認をとっておきたいと思って質問させていただきます。

新電力についてなんですが、導入に至って、これで何かサービスが落ちたっていうことはありますか。

○弘文化・社会教育課長

文化社会教育課で所管しております施設につきましては、市民ホール、それから文化センターが導入したところでございますが、我々所管のほうで把握している限りではそういった情報はうかがっておりません。

以上でございます。

○田中委員

それで指定管理しているということで、5年間で長期で出して、民間が入っているということで、その辺が指定管理の中で出てきた、本当、アイデア、工夫の部分からのものだとは思いますが、それで先ほどは文化のほうだったんですが体育施設のほうで、その中で出てきた新電力で浮いたお金をどのように活用されているのかという部分を聞かせていただけたらと思います。

○村崎体育課長

体育施設におきましては、大変施設の老朽化も激しいということで、主に修繕料等に活用していきたいというのが一番でございます。

以上です。

○田中委員

私も見に行ったこともあるんですけど、確かに職員の方たちが今まで小規模修繕もできなかったことを自分たちで物を買って、汗を流して網戸一枚の張りかえとかもされている姿っていうものを見ました。そういった感じで、まさに民間を活用しているという部分で出てきたアイデアと工夫からのものだと思いますので、私は指定管理の中でこれ、大いに評価するものだと思っております。

最後に1点聞きたいんですけど、そこから市にどういう波及効果があったのかというところをお聞かせいただけたらと思います。

○弘文化・社会教育課長

一所管で答えるのはちょっと難しいところではございますが、今現在は先ほども御指摘のとおり、指定管理料等にも反映はされておられません、次の指定変えのときには当然見直しの中で、そういった経費等も見直しにも加えられるのかなというところは考えておりますし、こういったことで、自分たちというか指定管理をしている財団のほうのモチベーションとして、せっかくそういった積極的な取組みをしたということが、市のほうからも一定の評価、評価ではないですが、そういったことをすることがモチベーションを上げることの要因にもなっているのではないかという、これはもう想像になりますが、そういうふうに感じるところでございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。やっぱりその努力の部分の部分を認めてあげないと、それはモチベーションも下がりますし、今後の新たな取組みってということにもつながっていきませんので、やっぱり指定管理っていうものはそういうところが生かされてこそそのものだと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。また、市にとっても新しい導入という部分で今一步踏み出しましたので、ここにも期待していきたいと思います。

それでもう一点が、就学援助のことについて、先ほど来からずっとあって、ちょっと自分の中で混乱した部分があるのもう一度お聞かせいただきたいんですが、199ページ、小学校のほうで、平成30年度の対象者、給食に至ってなんですが、512人ということで御説明をいただきました、800万円と。平成29年のときは700人程度で4,850万円ということで上がっていたんですが、これ数字だけ見ると相当認定率が下がると思うんですが、そのあたりで認定率がどれぐらいになるのかと、なぜこれだけ下がるのかというところで理由を聞かせていただけたらと思います。

○蔵下教育部長

午前中から就学援助制度についてはさまざまな御質問をいただいております。ここでまとめる意味で答弁をさせていただきたいと思います。

まずは、このたび総合的な見直しをさせていただいております。学校教育法等の規定に基づきまして、就学援助制度の趣旨に則り、真に援助を必要とする世帯を援助するために制度をより適正に実施するため、総合的な見直しをしようとして今進めておるところでございます。

具体的な中身であります、1つは午前中から出ておりました支給費目を見直していくということで、宿泊を伴う校外活動費も追加していく。それから、周知方法も徹底強化をしていく。

もう1点は、以前から市の行政改革大綱実施計画にもありましたけれども、支給水準の適正化に向けた検討がございました。県内各市の認定基準などを勘案しますと、光市の場合は、その判定する所得ですけれども、所得から社会保険料控除をして所得を算定していますので、そこについては県内他市と合わせるような形で、社会保険料控除等については算定の対象にしないということを考えております。

ですから、当初予算におきましては、29年度は9,300万程度で、本年度の当初予算は、7,400万円でありますけれども、その決算見込みで申しますと、本年度3月補正で1,300万円減額をさせていただいたとおり、その実績に基づき本年度、就学援助費、特別支援教育就学奨励費を合わせて7,400万円を計上しており、先ほど田中委員さん申されたように、人数それから額についても、社会保険料控除等の見直しもあるということで減ってきているということでございます。

以上でございます。

○田中委員

社会保険料控除をしないということで、言ってみれば認定が厳しくなったということになるんだと思うんですが、ホームページのほうで認定基準の目安ということで、収入ではなく所得で判定しますということで、所得の目安というものが出ているんですが、実際、これどれぐらい厳しくなるのかというところと、先ほど人数、512人ということで1桁まで出ているということは大分試算をされて、どれぐらいの方が認定外になるということまで計算されているんだと思うんですけど、そのあたりでもう一度お聞かせいただけたらと思います。影響ですね、いわゆる。

○蔵下教育部長

私から、少しざっくりとした数字になりますけれども、小学生、中学生合わせて、実際に申請の受け付けをして認定してみないとわからない部分、不確定な部分がありますが、人数とすれば、150人から200人ぐらいは減ってくるのではなかろうかと。

額にしましても、本当に不確定要素で、実際に申請を受けて認定をしてみないとわかりませんが、1,300万円から1,500万円程度は金額として減ってくるのではなかろうかと、ざっくりではありますが、そういう計算をしておるところでございます。

○田中委員

済みません、ちょっと前の答弁でも周知の徹底をしていくということで御案内をしたというお話がありましたけど、既に募集も始まっていて、申請者はいると思うんですが、その制度が変わったのを知らずに、皆さんは今申し込みをしているということなんですか。

○蔵下教育部長

制度自体は申請に来られている方には説明をしておりますし、現状、まだ見込みの部分もありますし、まさに今この委員会で議論をいただいているということで、具体的に内容まではしておりませんが、就学援助制度について見直しを行っていくことは、説明させていただきます。

以上でございます。

○田中委員

従来から周知徹底はしてほしいということがあって、今まではなかなか実際は起こらない中で、今回されたという今お話、説明がありましたけど、ちょっとどうまとめたらいいのかわからないですけども、150人から250人ぐらい影響があるということで理解します。ひとまず、誰か質問していただけたらと思います。

○河村委員

新電力でモチベーションの話をしちゃったんですが、何ですか、その指定管理を受ける中で、そういったプラス要因が、モチベーションが上がると、自分のその賞与とか給与とかそういうところへ反映されるわけですか。そんなことはあり得ない話で、その浮いたお金をどう市民サービスに向けていこうかという話が基本なのに、何でそこでモチベーションの話が出てくるかよくわからんのですがね。

もうちょっと行政やる中で、もちろん安い費用でその最大の効果を上げることが目的ですから、それどんどんやっていただけたらいいと思うんですけど、これをやったら自分の給料が上がるわけではない、市民サービスができるというモチベーションを持っていただくことが大事なんで、そうすると、そんなことが起きたときはその利益をどうしようかと、そこをはようにかんにゃいけんのに、もうあれから日にちが結構たっていますからね、そういう方向性が出てこんちゅうことがわしにはちょっと理解できんですけどね。何かちょっと私が言うちよることと違うことがあったら答弁してもらっていいです。

○村崎体育課長

済みません、体育課所管分で言わせていただきますと、なかなか指定管理のほうに対しての特別な予算がつくということが難しい状況も、年間、年度協定で決まっておりますので、そういった中で今回のように新電力によって光熱費が浮いたという言い方はよくないのですが、そういったことでなかなか市のほうで対応できなかった部分に、例えばトレーニングルームの機械の更新をかけるとか、これまでなかなか予算化できなかったグラウンド修整のトラクターをリースにするとか、そういったあたりで現場のほうで自分たちがもっと活動しやすい状況をつくるというような話は聞いております。

また、これ電気料でございますので、特に市民ホール等もそうかもしれませんが、総合体育館におきましても大規模な大会の引き受けとなりますと、また一概に電力が安くなるというものでもございませんので、その辺は慎重に取り扱っていかれたらと思っております。

以上です。

○河村委員

もう全く100点のお答えなんですよ、もう一個あったでしょう指定管理のほうは。もう一個のほうは答えちゃないと。

○弘文化・社会教育課長

申しわけございません、先ほどのモチベーション云々といった話につきましては、ちょっと表現が誤りかもしれないので、そこのところはちょっと訂正をさせていただきたいと思いますが、今、体育課長さんも言っていただいたとおり、この電力の軽減によって、当然、先ほども1つ申し上げましたけれども、管理委託の今後の見直しというところには十分反映できる材料になるというふうにも思っております。

職員の方もそういった電力の軽減によって、施設の見直し等というところ、見直しというか維持管理についても、当然考慮に入れるべきところになってくると思いますし、所管課としてもそういうところの指導なりということはしていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○河村委員

もうおっしゃるとおりなんで、普段そのかゆいところがなかなかかけない、だからこういうときにやろうと、こういうことが大事なんで、要は市民サービスをする意欲があれば、次から次に出てくるんで、そのあたりの対応をぜひお願いをしたらと思います。

それから、ちょっとさっき言いかけてからあれじゃったんですが、今、教育委員会はスタッフが非常に増えていて、よくなったと思うんですよ。対応そのものは悪いわけじゃない、いい。

ただ、義務教育というのは、義務教育9年間を使って、社会に出ていくという、その社会に出るための適応をやらにゃいけん。その適応する中で同級生であったり先輩であったり、後輩であったり、そういう社会の中とのつながりを維持するというのも非常に大事なことだと私は思うんです。

その子を、隔離ということでもないですね、別に置いてやると、ほかの子にとってはすごい効果があって、いいと思っているんですよ。普段じゃったら、クラスでも成績別に組んで、進行がスムーズにいくような体制というのは大事なことだとは思っておるんですが、それと同時に、そうでない子供について、どう社会適応させるための方策をとっていくかというのが大事なんだと思っているんで、そのやり方としてはちょっと今足りないような気がするんですが、とりあえず学校に預かって何かができるというような形が、私はできたらってほしいんですが、その辺についての考えがありますか。

○能美教育長

教育の基本的な捉え方になる部分だと思いますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

委員さんおっしゃるように、基本的には学校全体、そして学級全体で一人一人の子供たちにしっかりと対応していく、これはもうそのとおりだと思います。原則そうだと思います。

ただ、そうした中で特別な配慮が必要な子供たち、例えば不登校の子供、あるいは学校不適応の子供、特別な支援が必要な子供、いろいろな子供がいるわけでありまして、そうした子供たちの状況に即した個別の対応について、教育委員会としても学校をバツ

クアップしながら体制を整えるなど、その支援、バックアップに努めているところであります。

そうした取組みの中で、おっしゃるように最終的には学校全体の中で、学級全体の中で活動してくれるようになる、そこが目標だというふうに思っていますので、これからそういう視点で取組んでいきたいと思えます。

○河村委員

よろしくお願ひしたいと思えます。

うちの光井と言うたら、まあ二人から三人ぐらい、ある意味でいけば上級学校に行けない子供がおってね、片一方じゃ教育振興で今、私学のほうへ補助を出しているにもかかわらず、入れない子供、うちらたくさんおるんですね。

じゃあ、その子らを同じようにというふうにはならんのですが、ならんのですが、そういう、「ああ、僕はこうじゃったけできなかつた」ということが本人にやっぱり理解させる必要があると思えますので、そのあたりの御配慮ちゅうのも今後お願ひしたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上です。

○田邊委員

済みません、教育総務費からの学校管理費になるかちょっとわからないんですけど、昨年文科省から学校における働き方改革に関する緊急対策が発表され、私も一般質問で教職員の勤務時間の管理など言ったところなんですけど、そういったところは今回の予算書にはないんでしょうか、あるんでしょうか。

○太田教育総務課長

教職員の勤務に関する予算につきましては、今年度、この中には特には計上しておりません。

以上でございます。

○田邊委員

やはり世間的にそういうような学校における教職員の勤務時間の管理の問題は、今、大変になっておりますので、予算に反映しているかなと僕は期待していたんですけど、予算に反映していないということで、今後検討してもらいたいと思えます。

以上です。

○林委員

教育委員会の所管で、当初予算の概要のところからでもよろしゅうございますかね。13ページに光教育サポーター事業というのがございまして、その点で少しお尋ねをしたいと思っております。

この事業におきましては、特別な配慮を要する児童、生徒へのきめ細やかな指導体制

の充実を図っていらっしゃることに、とても嬉しく思っております。この事業は光市独自のお取り組みであり、昨年同様、21名の指導員を配置されていると計画されておりますけれど、学校の先生方のお仕事は大変な激務の中で、このように配置をいただきまして、計画をさせていただきまして、指導員の方が心理的な、不安定な児童生徒のサポートをされたり、また学習活動の参加できるための向上のポート等々を、多岐にわたってお仕事でございますけれど、現在お示しの人数は、昨年同様21名ということでございまして、28年度の見ますと、やはり学校によってまだまだ配置されていない学校がございます、小中学校がですね、ございますけれど、このお示しの人数で全てカバー、全てって失礼な言い方ですけど、カバーできるのでしょうか。その点1点、お尋ねいたします。

○奥屋学校教育課主幹

失礼いたします。委員さんのおっしゃるとおりに、来年度も21名の光っ子サポーターを予定しております。こちらの配置に関しましては、やはりそれぞれ学校の実情に応じて、児童の実情に応じて配置を考えております。

昨年度までの状況でいきますと、実際にその子、その子と色々な子につくわけですが、児童数、支援を必要とする児童と、光っ子サポーターの人数の比で言いますと、1人当たり大体計算では10名程度、10名を超える程度、支援を要する児童がいるということで、大体その割合で学校を考えておるところでございます。

○林委員

ありがとうございました。私ちょっと詳しくわからないので、ちょっと教えていただきたいんですけど、このサポートしていただく方ですけど、これは1週間で何日ぐらい配置というか、学校のほうにいらっしゃるのでしょうか。

○奥屋学校教育課主幹

年間を通しますと、月当たり大体17日ぐらいになりますが、おおむね学校の授業日には来ていただくようにしております。

○林委員

適材適所、それと今、月に17日、もちろんお1人が10名程度の御相談とか、そういうふうな配慮をなさっているということをお聞きしましたけれど、先ほど申しましたように、配置されていない小中学校からもしお願いをされたとき、今、現に配置されていない小学校、中学校でございますけれど、そのときにはどのようなお考えでございましょうか。

○奥屋学校教育課主幹

10名程度というのがありましたけど、これは10名を見ているというよりも、支援を要している子供10人に1人あたりぐらいの数が21名というふうに考えていただければと思います。1つの学校で10名を見ているとかいうことではないです。それをちょっと私のほ

うの説明が不十分でしたので、謝りたいと思います。

それでは、配置してない学校への、光っ子サポーターの割り当て等について、配置等についてなんですけど、これはサポーターのほうを、実は配置するということに関しましては、光っ子のサポーターをまたサポートするようなコーディネーターとかがおりまして、そちらのほう为学校のほう、循環しております。また、学校教育課の指導主事のほうも担当の者が学校のほうをくまなく見て回っておりますので、どのような状況であるか、今サポーターがどれだけ必要であるかということは、必ず各学校回って見ておりますので、そちらのほうでやはり状況に応じて、サポーターのほうの配置を考えているということでございます。

○林委員

了解いたしました。適材適所の配置であるというふうに理解をさせていただきました。

しかし、今後は同学校の御要望があったり、今のコーディネーターの方、主事の方々がごらんになって、どうしても今後この学校には、月17日じゃなくても配置したほうがいいなというときには、学校としては、教育委員会としては、またお考えいただくということに、理解でよろしいですか。

○奥屋学校教育課主幹

先ほど申しましたが、やっぱり実態に応じて、毎年ずっとこの学区はこれだけと決めているものでもございません。やはり、それぞれの状態に応じまして次年度の配置を考えておりますので、そういうような形で今後も配置を考えていきたいと思っております。

○林委員

ありがとうございました。了解いたしました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

市民ホールでちょっとお尋ねをしたいんですが、去年じゃったと思うんですけど、特定というんじゃなくて、一般論でちょっとこうお答えいただいたらと思うんですが、大ホールでも、小ホールでも、いろんな事業をやっておられて、要は入場者が少ないときに、両端をこう、ロープで仕切ったりすることで、ちょっと不評というか御意見を、結構、たくさんいただいたんでお尋ねするんですが。動員をかけてやるときに、前にも言うたことがあるんですが、制限をするような、そういう人が来んというのが見込まれる講習会を、なしてやらんにゃいけんのかという話をしたと思うんですが、そのあたりのところの感覚と、要はロープを張ることで、いろんな立場の人がおられますし、私らも早く帰っちゃろうかと思ったら、端っこのほうへ座ってさっと帰っちゃろうとこう思うようなときもあるんで、それはほかの市民の方でも同じようなケースっちゃうのはたくさんあるんですね、結構、じゃあ主催者はそこへ座って様子を眺めたりすることまた

くさんあるんで、ホールの利用のあり方として、そういうロープを張ったりすることが適切なかどうか、何かその辺で御意見があったら聞かせてもらっていいですか。

○委員長

河村委員、予算審査ということで、予算との関係をちょっともう少し。

○河村委員

あります。市民ホールの、要は利用の形態ですから。細かく言いましょうか、じゃあ。申し訳ありません、じゃあ具体的にということですから、この間の人権の推進大会か何かあったよね。あんときに、そういう御意見をこう、たくさんいただいたんです。人権の講演会というのがどっかにあろうかと思いますが、その他がないっちゃうのは……

○委員長

済いません、ちょっと休憩します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

それでは、219ページの人権教育推進事業、光市学校人権教育研究会補助金とか、あるいは人権教育活動実行委員会補助金とか、あるいは人権教育指導者研究会補助金とかとこうあって、いろんな研修会を実施されておるわけでありましたが、その際、入場者が見込めないようなときに、両サイドにロープ張ったりすることで、要は座席の指定をこう、しているわけですが、余り望ましい姿とは思えないんですが、何か特段の御意見があれば聞かせてもらっていいですか。

○弘文化・社会教育課長

ただいまの市民ホールでの人権講座等の座席の取り扱いというふうなことでお答えをさせていただければと思います。

最近というか、確かに人権教育の研修会、それから青少年健全育成のときも、両サイドひもで仕切って、入場できないようにする処置をさせていただいたかというふうに思います。こちら事務方の話にすれば、これは本来、例年小ホールでやっていた事業でございまして、小ホールが使用困難という状態ということがございまして、もともとの皆様方に出席をお願いしておりますところの人数も、小ホールを想定にした人員ということでこれまでもおったということで、その例にならっていくと、どうしても大ホールはそのキャパが約倍以上ございまして、そこにはちょっと難しいかなということになりまして、こういった講演すると、まずサイドから埋まってくるというのが、いろいろな講演を今までやってきた中で、そういったことが多くございまして関係で、どうしても真ん中がこうあいてきてしまう。まず真ん中を入れるにはどうすればよいかという考えた中で行った対応でございまして、小ホールでやる場合にはそういった処置はとらないわけ

でございますが、どうしてもこの大ホールの中全体に、本来であれば、皆さんに800人余り来れるような内容、提供する内容もいいもの、皆さんにお聞きいただきたいような内容のものが多く提供しているつもりでございますが、なかなか御都合等で御出席がかなわないという状況でございます。

また、講師の舞台側からというところもちよっと、これは事務局としてここまで配慮すべきかどうかというところもあるかもしれませんが、講師のほうからの目線からして、余りにこう真ん中に空席が目立って、両サイドばかり埋まっているというのもいかなものかというところもございまして、そういう処置をさせていただいております。

市民ホールにつきましては、大ホール、小ホールと2ホールございます。そういった容量に応じて、対応はさせていただきたいというふうに思いますが、やむを得ず大きいところを使う場合、こうした方法によって体裁を整えると言ったらちよっと語弊があるかもしれませんが、そういった処置もやむを得ないのかなというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

講演をする人も、それから周りの人も、あのロープ、決して見栄えのええもんじゃないんで、そのあたりのところもよく理解をさせていただいて、対応していただきたらと思います。要は人集めをどうするかという、要は人が集まる講演をやりゃあ、その辺考えんでもええんで、そのあたりに力を絞っていただきたらと思います。

以上です。

○林委員

明治維新150年事業について、予算書概要の20ページにお示ししていただいておりますけれど、この点についてお伺いたします。

この事業は今年、150年という大きな節目の年でございます。本市にとっても大きくPRできる絶好のチャンスでございます。言うまでもなく、初代内閣総理大臣伊藤博文公の生誕の地であります。所管におかれましては、伊藤公についてはこれまでもいろいろなお取組みをされておられますことを、嬉しく思っております。先ほど、予算書の213ページにお示しいただきました冊子を作成されるとお聞きしておりますが、事業展開についてお示しく下さい。

○弘文化・社会教育課長

先行の議員にもお答えいたしましたので、若干重複するところもあるかと思いますが、明治維新150年振興事業、全体のところについてお話をさせていただければというふうに思います。

本市におきましては、明治維新に伊藤博文公が大きく貢献しておりますことから、伊藤公資料館を中心とした取組みを計画しているところでございます。まず、伊藤ドラマにつきましては、平成27年度から実施しておりますが、今年度は第4編として、伊藤公

誕生日であります9月2日から、開催も予定しております。あわせて、先ほども冊子の作成ということでお話をさせていただきましたが、企画展伊藤ドラマの集大成といたしまして、書籍を発刊、販売していく予定としております。あわせて、企画展開催期間中の紅葉シーズンには、伊藤公資料館の公園周辺をライトアップし、もみじやイチョウなどの紅葉を観覧できる機会を提供したいというふうに考えております。あわせて、資料館の夜間開館も行う予定といたしております。

そのほか、これらに付随する取組みといたしまして、光市文化センターにおきましては、幕末維新にかかわる企画展示や、成人大学講座内での講演を予定しているようでございますし、生涯学習センターでの伊藤博文公の功績に関する講演、さらには各種団体の総会や役員会等では、伊藤公の生涯に関して出前講座とかを行い、職員派遣も積極的に行い、広く周知、PRを行ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、先ほど委員さんおっしゃられたとおり、明治維新150年には、伊藤博文公というのは絶好のPRツールとも言えますので、ぜひともそういった事業展開を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。多岐にわたりお取組みを計画されていること、嬉しく思っております。この事業を大きく広げていくには、光市だけではなく、関係所管、観光関連とか、県、国との連携事業としてお取組みしていくことが重要となってまいります。その点についてはどのようにお考えか、お示してください。

○弘文化・社会教育課長

この件につきましても、先般先行議員にもお答えしておりますので、内容について簡単に説明をさせていただければと思います。

まず、伊藤ドラマ第4編につきましては、おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会との連携というか、助成金の活用をしております。また、伊藤公資料館はおいでませ施設として登録をして、サポートもいただいているところでございます。また、山口ゆめ花博におきましては、周遊スタンプラリーの県内61施設の1つとして登録されて、連携した取組みを実施する予定となっております。

さらに、広域圏での連携といたしましては、鹿児島、山口、高知、佐賀の4件によりまして、薩長土肥スタンプラリー40施設の1つに加わっているところでございます。そのほかには、光市の関係所管として、レノファ山口のサポートとして、ホームタウンデーには連携し、PRすることを計画しているところでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。これはちょっと違う観点ですけれど、周南市、下松市、光市で、幕末維新出合いの旅というので、「維新の風が誘う。おもしろき国山口」という

ので、やはりこういういろんな展開はPRしていただいていることは、すごく関連性があり、光市もたくさんここにもPRしていただいておりますので嬉しく思っておりますが、ただいまおっしゃったように、たくさんの連携を計画されておりますこと、私が言うまでもなく、この計画、本当に今後につなげていくためにも重要となってまいります。

そこで、維新150年事業の内容はどのようなものを計画されているのか。今、多岐にわたっての連携ということについてはお示しいただきましたけど、計画をされているのかお示しいただきたいと思います。

○弘文化・社会教育課長

基本的には、先ほども申しましたとおり、伊藤公資料館を中心に取り組んでいくこととしております。中でも、ことしは目玉というか、文化・社会教育課としても、伊藤公資料館での公園周辺のライトアップというのは、大きな取組みの一つとしていく必要があるかなというふうに思っております。御承知の方も多いかと思いますが、伊藤公資料館の公園内というのは、非常に、公園の中にはもみじ、イチョウと紅葉が多くあるところで、市内にはこういったところはほかに見当たらないのかなというふうに思っております。こういったことを観覧できる機会ということで、皆様方に提供をしていきたいと思っております。資料館の周辺、ちょっとどのあたりにまでできるかというのは、ちょっと今からの計画になってまいります。できるだけ広い範囲でもみじ、イチョウ等をライトアップできれば、幅広い中からの集客が期待できるのかなというふうに思っております。また、そういったところでの、皆様方の御協力もいただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。先ほどちょっと資料館周辺の、予算書の215ページにも伊藤公資料館庭園のライトアップ業務委託料というのを出ておりましたけれど、夜間照明のライトアップ事業でございますが、大体どの場所にライトアップされるのか、また先ほどちょっと私が聞き漏らしていたかもわかりませんが、9月2日からこれはいろんな事業をすることということでございましたけど、秋、やっぱり夕暮れ時にライトアップするのがいいかなと思いますけれど、その時期をどの時期にお考えでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

ライトアップのエリアと期間ということかと思っております。

まず、エリアでございますが、基本的には資料館の周辺ということになるかと思っておりますが、実は山の高い位置に紅葉というのは多く、伊藤公資料館の場合はございます。そういったことも、可能な範囲で活用できたらなというふうに思っております。

それから、期間でございますが、最近紅葉の期間というのが若干おくれ気味のように思っておりますので、こちらの当初予算の概要の48ページには、一応案として掲載はさせていただいておりますが、ライトアップの期間としては、11月、この中には9日から

25日までというふうに掲載をされておりますが、11月ごろをめどに実施していくようになるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。先日、御承知のように地域の方々の御協力のもとに、伊藤公の生家の茅葺き屋根のふきかえがされました。たくさんの方々のお手伝いがありました。もちろん職人さんは萩からいらっしゃってございましたけれど、地域の方々が、先ほどもちょっと委員の中からおっしゃってございましたけど、カヤにしてもそういうふうなのを育てて、また取り入れをして、当日持ってきてくださる。1日だけ雨が降りましたが、その点、ほかではしっかりと取り組んで、1日、2日早かった、でき上がりが早かったということでございましたけれど、私がどうしてこのことを申すかと思えますのは、伊藤公資料館の北側に山がございます、後ろ側と申しましょうか。ほど高いというか、高さで、緩やかな道で、記念公園の一部であります。その上にはもみじとか植えてありますし、すごく広い、なだらかな台地になっておりますので、ぜひとも地域の地域力をお借りしまして、これを私の案ということでございますけれど、竹灯籠をつくっていただいて、そのライトアップの時期に、山に上がる、庭園の中で、下ではライトアップされるやに、今、理解したんですけれど、そのなだらかな山に上がって、また上のほうの台形の公園がございますけれど、そのあたりをやっぱり楽しむにしても、夕暮れ時って暗いですから、夜間照明の時期に、地域力をお借りして、小学生、中学生とともに参加して、竹筒にろうそくの火をともして、竹灯籠をつくり、なだらかな山の上まで続けてこう、明かりをともしていければなど、私は思っております。山の上の公園跡でも、広くやわらかな明かりで、来館者におもてなしができるのではないかと御提案させていただきます、終わります。

○仲山委員

1点だけお願いします。

予算説明資料の33ページ、下から4つ目の枠のところに、家庭教育支援推進事業というのが載っております。ちょっと予算書のほうでどこに当たるか、ちょっとわからなかったんで、こちらであれなんですけど、地域人材を中心とした家庭教育支援チームを設置するなど云々ということなんですけれども、こちらのほう、コミュニティ・スクールの取組みと絡んでということかと思っておりますが、具体的な内容について少しお示しいただければ助かるんですが。

○弘文化・社会教育課長

それでは、家庭教育支援事業についてお答えをいたします。

本事業につきましては、平成29年度からモデル事業として、島田小学校区に1チーム設置し、小学校での各行事実施時には、子育て講座や子育てサロン、情報提供などを実施したところでございます。平成30年度につきましては、モデル事業の内容を踏まえ、

島田小学校を継続させていくとともに、岩田小学校区、室積小学校区を加えた、市内では合計3チーム、家庭教育支援チームの設置を予定しているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。関心というか、興味深い活動ですので、これからも見守っていきたいと思います。ありがとうございました。

○田中委員

就学援助について、もう一度詳細について理解するために、聞かせていただけたらと思います。

先ほど社会保険控除しないということで御説明をいただいたんですが、これちょっと他市の状況を含めてどうなのかというところを教えていただけたらと思います。

○太田教育総務課長

就学援助の認定に関しましては、13市中、光市を含む8市が所得で判定しております。8市で言いますと、8市とも1.3倍の係数をもって判定しております。この中で、光市だけが所得から社会保険料等の控除を行っているという状況にあります。

○田中委員

わかりました。それで、今までもずっと、認定率についてもいろいろな検討課題とされて、ずっと取り組んできたところがあるんですが、この所得控除で先ほど150人から200人ぐらい減になるんじゃないのかというお話もありましたけど、これで認定率が大体何パーセントぐらいになるということで予想をされているのかということと、それが大体他市と比べてどの程度のものになるのかということをお聞かせいただけたらと思います。

○太田教育総務課長

認定率は年々低下しておりまして、平成29年度の見込みでございますけども、25.6%程度を見込んでおります。30年度の見込みですけども、実際にはそのときになってみないとわかりませんが、20%程度を見込んでおります。なお、その20%が県内どのくらいかというところでありますけども、おおむね中位ぐらいに位置するものと予想しております。

○田中委員

わかりました。今、詳細に説明をお聞きする中で、やっぱり他市と違って光市が今までよかったんだなというところもお聞かせいただいたんですが、この際なので聞いてみますが、ほかに何か他市と違うところというのは、今、社会保険控除をしないという部分を除いてあるのでしょうか。

○太田教育総務課長

基本的には多くの自治体で同様の制度設計をしていますけども、生活保護の関係で言いますと、光市におきましては旧基準を適用しており、自治体によっては新基準を適用しております。これについては、旧基準を適用するほうが、より市民の方々にとっては、より有利といたしますか、優しい状況になります。光市はそちらのほうを運用しております。

それと、このたび支給品目の追加で、宿泊を伴う校外活動費を光市は追加をすることいたしました。これについては、他の自治体もやっておられる自治体もあります。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。また細かい部分は自分もちょっと勉強して、他市との状況も見ながらいっていきたいと思うんですが、でも、とはいえども、1点だけちょっと考え方をお聞きしたいので、お聞かせいただけたらと思うんですが、これはもう応募というか、申請がもう始まっているということで、申請されてる方たちは今のホームページに公開されているものを見て申請されているんだらうと思いますが、1点説明を聞かせていただく中で、周知徹底を今回行ったというお話もありましたけど、場合によっては議決がないとそれが条件を変更できないという部分があったので、その周知徹底、今までその就学援助の部分、全生徒対象に配布してない中で今回やったということなんですが、場合によっては、今回見直しを考えているので受け付け期間は4月1日以降にしますという周知徹底もできたのではないかなと思うんですが、そのあたりの考え方についてお聞かせいただけたらと思います。

○太田教育総務課長

周知に関しましては、再度の説明は省略させていただきますが、ただいま委員のほうから、そういった変更点を含めて、4月からの受け付けをという御意見がございました。就学援助につきましては、いつに払わなければいけないというわけではありませんが、第1回目の支給につきましては、7月末の支給をしてきておりますので、そういったスケジュールを考えますと、3月から諸準備や受け付けを始めないと、支給に間に合わないという状況がございますので、例年どおり3月から、新年度の就学援助の受け付けをしているという状況でございます。

○田中委員

事務处理的なもので期間が厳しいというのも、1件1件全部照会して打っていかないといけないという部分ではお聞きしているんですが、利用する側の身になったら、やっぱりその申請したときと条件が変わって結果がおりてくるというのは、ちょっと普通じゃ考えられないのかなとも思うんですが、詳細に説明いただいて、今まで光市のほうが条件がいい条状態で募集をして、支援をしていたことも理解しましたので、今後になるか

もしもかもしれませんが、ホームページでお知らせするのはもちろんなんですが、個別にしっかりと周知することと、丁寧な説明をしていただくことを求めて、質問を終わります。

討 論

○田邊委員

議案第1号平成30年度光市一般会計予算教育委員会所管分について、反対の立場で討論をいたします。

児童生徒の学びや、生活の場である学校施設の環境改善のため、屋上防水等、トイレ改修工事等、これに予算1億8,874万円を計上し、4校のトイレ改修工事の実施、5校の改修工事に向けた実施設計など、大変これは評価しておりますが、放課後児童クラブの具体的な施設の環境改善、室積以外のサンホームは4カ所あり、現在、トイレ和式1カ所、手洗い場1カ所であるのが、4カ所あります。これを改善すべきである。

また、就学援助制度も、全国的には生活保護基準の1.5未満を適用している自治体もあり、光市は現在は1.3未満である。これは、1.5未満にするべきである。

また、教職員及び教員の勤務時間の管理の問題は、昨年末に文科省の学校における働き方改革に関する緊急対策が発表され、その柱は学校業務の見直しや、外部人材の活用による教員の負担軽減となっております。これらのことを考えた場合、光市の教育予算は、まだ必要であるという点を指摘して、反対討論としたいと思います。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

(2) 報告

①光市立学校の将来の在り方に係る基本構想（案）

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

今の用語解説のところ、共生社会という言葉があったということなんですが、これまで必ずしも十分に社会参加できる環境になかった障害者等が、積極的に参加貢献、共生社会というのは、健常者と障害者を指すということなんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○太田教育総務課長

ただいま共生社会のことについてお尋ねがございました。これにつきましては文部省のホームページ、共生社会の形成に向けてというところからの引用をしております。委員さんが言われたように、少し誤解を生むのではないかという御意見を踏まえ、ここの

用語解説につきましては、教育委員会内で再度検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

②光市教育振興基本計画（案）

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

13ページの幼児教育の充実というところで、幼・保・小連携というところで、余り記述がないんですよ、ここ以外には。もう少し何かこう、取組みが重なるといいですか、今のコミュニティ・スクールのような形がとれるといいと思うんですけど。私の個人的な要望ですが。何か答えがあればどうぞ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○奥屋学校教育課主幹

失礼いたします。ただいまの御指摘のありました、13ページの幼児教育の充実でございます。

2番の2つ目の幼児教育に関する研修会の実施を4行程度で書いておりますが、実質的には研修等の充実を図っております。

また、幼・保・小連携教育研修会、これも機能しておりますし、幼稚園、保育園と小学校とのつながりは、このような機会を生かして、非常に滑らかな接続という面において効果を上げております。

また、本年は、三井小学校から1年間、長期研修の形で、やよい幼稚園に職員を出しております、幼稚園教育をいかに小学校教育に生かすかという研究も行っているところでございます。ということで、文字数は大変少ないですが、十分機能しているというふうに考えております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 平成30年度光市一般会計予算（政策企画部所管分）

説 明：森重財政課長

質 疑

○仲山委員

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

47ページ。

先ほど説明いただきました最下段のほうの行革事務費のところにあります、指定管理候補者選定委員会、委員報酬とあります。

2名分ということで12施設の指定業者がえがある場合に選考に当たるという御説明だったかと思ひます。

この2人の選考委員を選ぶ基準というか、方針というか、そういうのはどういふふうになっているんでしょうか。

お願ひします。

○邊見行政改革・情報推進課長

おはようございます。

お尋ねの指定管理候補者選定委員につきましては、この委員会が指定管理者の指定を受けようとする団体を審査し、市長に対して審査結果を報告するとともに、必要な意見を述べることを目的としております。

このため、この外部委員につきましては、まず企業経営等について、専門的意識を有する者、それから施設管理、または施設利用についての専門的知識を有するもの等の中から指定管理者の指定を受けようとする団体との利害関係のない方を選定してお願ひをいたしておるところであります。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。

今、話、僕はちょっと勘違いをしていたのかもしれませんが、外部委員っていう言い方をなさったんで、委員自体は2人ではなくて、もっと大勢いらっしゃるということなんですね。

○邊見行政改革・情報推進課長

指定管理候補者選定委員会の委員構成につきましては、今、申し上げました外部委員のほか、市の職員、そのほか市長が認める者による構成となっており、全体で6人程度の委員によって審査を行っております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。

これは、ことし12指定管理の候補から選ぶということになると思うんですけども、施設によっていろいろと事情や目的、いろんなこと違うかと思います。

そのあたりはその6人でカバーがなされるということなんでしようけれども、的確に選考が行われることをお願いしたいと思います。

次に、51ページ、広報紙発行事業のところなんですけれども、これは、今、予算の項目として、今年なくなっているということでちょっと気になったので取り上げてみました。

市民特派員、謝金が今年なくなっているんですけども、市民特派員という記事のつくり方というか、あれは、やめてしまうとか、なくなっちゃうということなんでしようか。

結構、いい記事が多かったという印象が私あるので、お尋ねします。

○小野広報統計課長

おはようございます。

昨年度末がちょうど2年間の特派員の任期満了であったため、年度末に反省会を行ったのですが、その中で市の取り組みや公共施設など、知らなかったことや場所について取材ができて、貴重な経験ができたという意見があった一方、子育てや仕事が忙しくて、取材や執筆が負担だったとか、スケジュールが折り合わずに、なかなか取材に参加することが難しかったというような意見が出ました。確かに特集記事などの政策をするときには、編集会議や取材などで、何度も何度もお集まりいただくということがありまして、そういったことや、原稿の執筆についても得意な方とそうでない方もいらっしゃると思いますので、市民に負担のかからないやり方にかえていくために、6期12年間やってまいりましたこの特派員制度については一旦休止するということにしまして、今、新たな市民参加の方向について、調査研究を改めて行っているところでございます。

○仲山委員

ありがとうございます。

ぜひとも市民特派員にこだわらずですけど、よりよい取材に当たったりとか、市民ができるように考えていただければと思います。

次、53ページです。

これは、下から5行目になりますか、空き家掘り起し事業補助金ということで上がっております。

これの具体的な進め方についてお伺いできればと思います。

どちらでしたっけ。

予算説明資料のほうで、22ページじゃないか、こっちな、ちょっとどこにあるかちょっとわかんなくなっちゃいました、済みません。

中山間地域というようなこと、先ほど、空き家活用の関係で中山間地域というような表現がどこかあったと思います。

そのあたりの全市域なのかと最初思ったんですけど、そうでないあたりも気になるんですけども、具体的な進め方についてお伺いしたいと思います。

○岡村企画調整課長

空き家掘り起し事業でございます。

こちら制度の概要なり、進め方なりということでお答えをさせていただければと思います。

都市部よりも高齢化、過疎化が進んでおります中山間地域におきまして、空き家情報バンク制度の登録物件の充実確保を図り、中山間地域への移住促進、また地域の活性化につなげていくことを目的に考案した制度でございます。

具体的には、地域の実情や情報等に精通をされておりますコミュニティー協議会等が、地域に所在する空き家の所有者に対して、空き家情報バンクへの登録の働きかけなどを行っていただいた場合に、その実績に応じた助成を行いたいというふうに考えております。

また、中山間地域のコミュニティーでは、地域の夢プランを策定する中で、空き家の活用などを活性化策として掲げられておられますので、こうした取り組みと連携をしていこうというような狙いも、一方ではございます。

コミュニティーに対しましては、登録の働きかけのほか、可能な範囲で移住希望者が家屋物件の見学を行う場合に同行していただいたり、また移住後の生活相談にも応じていただいたりと、こういった移住希望者のフォローもお願いができればというふうにも考えております。

具体的な制度設計についてはこれからということになるんですが、一定の考えがまとまれば、また各コミュニティー協議会のほうへ説明にも歩いてみたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。

切実な問題だと思いますので、多分、地元コミュニティーの協力は得られるかと思いますが、実情、町なかこう見回してみますと、よほど活気のあるところ以外は町場でも実は大差ないくらい空き家があつたりします。

この中山間地域で始めて、その中の仕組みを研究する中で、できれば市域全域のほうで空き家を利活用するような方向で働きかけることができる施策、制度を研究していくのがいいのではないかと思いますので、そちらもよろしくお伺いしたいと思います。ありがとうございました。

次、その2行下、まちぐるみ結婚式交付金、昨年、大変、私も覗きに行きまして、大変うれしいような気分になるようなあれでしたけど、あれは昨年はパンフレットの作成のためというようなことでやられたかと思うんですけど、ことしというか、30年度実施の企画内容、あるいはパンフレットを作成とはことしは違うと思うので、狙いといいますか、そのあたりについてお伺いできればと思います。

○岡村企画調整課長

まちぐるみ結婚式でございます。

委員さん仰せのように昨年度は移住促進パンフレットの作成に向けた取り組みの一環ということで、このパンフレットを受託していただきました光市おせっかいプロジェクトチームの提案を受けて、市役所ウエディングを実施したところでございます。その結果、市民の皆さんからも好評いただきましたし、マスコミ各社にも多数取り上げていただきまして、大きな反響、あるいは発信、効果を得ることができたのではないかとこのように考えております。

こうした成果を踏まえまして、新年度、またこういった趣旨に御賛同いただけるカップルを公募いたしまして、引き続き、この光市おせっかいプロジェクトチームと協働で、光市の強みである人の優しさ、あるいは温かさ、こういったものを市内外に発信できるような形でこの結婚イベントを開催したいというふうに考えております。

具体的な内容等については、大枠については、昨年度実施したものが1つの形になってこようかと思いますが、細かい部分については、今後また団体とも協議をして、方向を決めていきたいというふうに考えております。

また、光市らしい優しさ、温かさが感じられるようなイベントにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。

発信力のあるイベントだと思いますので、ぜひとも盛り上げていければいいなと思っております。

質問、全て終わりました。ありがとうございました。

○森重委員

それでは、歳入のところからいきます。

歳入で21ページの歳入の地方創生推進交付金2分の1、このところのどのようなタイプの事業プラン、立てられて提出されたのか、そのあたりをちょっとお聞きいたします。

○岡村企画調整課長

地方創生交付金のタイプということでお尋ねをいただきました。

このたび、交付金を申請するに当たりまして、国のほうに事業の提案も行ったところでございますが、日本一輝く町を目指すまちのブランド化と、移住定住促進プロジェクトと題しまして、虹ヶ浜海岸や伊藤博文公などの地域資源をテーマとしたプロモーション活動を進めることによって、町のブランド化、あるいは知名度の向上を図りまして、それを移住相談会での移住者の効果的な呼び込みにつなげていこうということ、さらにはコミュニティースクール活動などを通じて、子供たちの郷土愛の醸成を図りながら、それを人口の定着につなげていこうといった、そういったような趣旨のプロジェクトを提案をさせていただきました。

事業のタイプといたしましては、この国の示す指針の中の横展開タイプ、地方への人の流れをつくっていこうという趣旨でございますが、この横展開タイプということで3年間の事業として提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○森重委員

タイプがいろいろあったって、ちょっと私のはっきりよく覚えてないんですけど、横展開とか、いろいろあったと思うんですけど、その中で、今、ちょっとお話を伺っただけでよくわかりませんが、光市のブランド化っていうか、今あるそういうブランドにつながるものを総合的にまとめて1つの日本一輝く町のそういうプロモーションをつくり上げるみたいな感じに、今、受けとれました。

地方創生、5年ごとの見直しを50年間検証していくということで、ことしが4年目ですか、5年目でしたか、ちょっと忘れちゃったけど。

これは、ずっと今からも続いていくわけですし、まちづくりをつくっていく途上にあるという、その1つの取り組みですので、しっかりこういう姿勢を評価していきたいと思えます。

総合戦略作成されました。

それが、具現化をされていくためには、市長の言う豊かな社会がどのように今から形づくられるかということなんですけれども、これも長い戦いになりますし、この推進交付金というの、やはり人口維持のための応援資金ということですから、しっかりいろいろ試行錯誤しながら、ある意味こういう推進交付金に手がつかないというのは、ある意味おかしいという部分もありますので、やっぱりそれをそういう姿勢がおかしいという、これをしっかり上げていくところがすばらしいという逆に評価なんですけれども、そういうこともありますので、しっかり実現のためにここは挑戦をしていただきたいというふうに思えます。

また、そのプランにつきましては、これが通るかどうかわかりませんが、それがまたそういうプランをつくったことによって、また次への広がりっていうか、次の構想が浮かぶってことはあるので、そのあたりは、しっかり今後取り組んでいただきたいというふうに思えます。

また、おいおいそのプランについても起用してみたいというふうに思えます。

それと、もう1点、ちょっと電算システムのところですが、59ページの電算システム

を先ほど利用型クラウド、いろんな一連のこういう管理業務システムを地域間連携、行政間連携というふうな方向に時代もそういうふうになってきたわけですが、ということによってかなりの減額といいますか、経費節減ということが、今、説明の中で伺えるわけですが、このたびのこの予算では、最初、導入時の経費がかかる部分も出てますので、負担金とか、いろんなことがですね。よくわからないんですが、最終的に、これは今後、導入以前、以後と、最終的にはどのくらいの減額といいますか、大枠、そのあたりをちょっとお聞きできたらと思いますけど。

○邊見行政改革・情報推進課長

今後の見込みでございますが、一般質問のほうでお答えしておりますが、従前の基幹系業務システムの場合ですと、今後の見込みが1億4,500万円で、新クラウドシステムになりますと、これが8,500万円という経常経費を見込んでおりまして、おおむね6,000万円程度の経常経費の減額を今後見込んでおります。
以上でございます。

○森重委員

はい、わかりました。

このあたりはちょっとシステムのにはわかりませんが、そういうところでのいっていくとか、この厳しい時代を乗り越えていくという1つの策だと思いますので、しっかり今後ともいろんな意味で自治間連携といいますか、地域間連携の業務推進も続けていっていただきたいというふうに思います。

それともう1点、財政課ということで、今後のこともありますので、予算ですのでお聞きをいたします。

予算書案の49ページ、もしくは予算説明書の34ページになりますけど、合併特例債です。

合併特例債、ここでは、平成30年度8件の対象事業総額と合併特例債、充当率の発行額が示されております。

本年度は、21億3,870万円ということで上がっております。

けども、これまでの長い年月がたちまして、合併後、平成16年に合併いたしまして、合併特例債の発行期限も10年が5年間延長したり、また途上、途上で学校の耐震化が使えるようになったり、基金の積立もできるようになったりして、大きく現場の要請を踏まえて変化をしてきたところです。

今回のちょっと一般質問等でもお答えになっておられましたので、本庁舎の耐震化等の調査報告も踏まえて、ちょっと所管は違いますが相対的にその対応としては本庁舎ですよ、本庁舎の対応としては、いわゆるこないだの御報告では、また新会社の4つの広報は費用やメリットの件で余り望ましくないと、やはり結論に立てかえの方向が望ましいというふうな結論に至ったふうな感じを受けました。

その際に、やはりこの合併特例債の活用期限の延長が云々というお話もございましたので、ある意味こういうところでしっかり委員会としても押さえておく必要があると

いうふうにも思います。

この合併特例債につきましても、基本的に延長できるかどうかというのはこれからの話なんですけれども、しっかり、そのあたり考えていかなければいけない問題と思います。

そこで、まず、光市の合併特例債の借り入れ上限額枠ですね、最初の、それは幾らであったのか。

そして、この平成30年度末の借り入れ累計額、これ含めて累計額は幾らであって、全体の何%になるのか。

あと、残額っちゅうのは幾ら残っていて、何%残っちよるのかというこの部分をお答えいただきたいというふうに思います。

○森重財政課長

合併特例債についてお尋ねをいただきました。

まず1点目、借り入れの上限額でございます。

合併特例債の借り入れ上限額につきましては、総務省が定める基準によりまして合併後の人口などをもとに算出することになっております。

本市の場合、公共施設の整備に充てることができる額が、約108億9,500万円、基金造成に充てることができる額が約13億6,200万円、合計で約122億5,700万円、これが本市の上限額でございます。

2点目、30年度末時点の累計額でございます。

こちらが約83億9,000万円となっております。

率に直しますと68.5%、借入総額の68.5%の額となっております。

3点目、借入残額ということで申し上げますと、約38億6,000万円、となっております。

率に直しまして31.5%、残りが31.5%となっております。

以上でございます。

○森重委員

基金の上限額13億6,000万円というのは、このあたりはどうなってるんですけど。済みません。

○森重財政課長

基金につきましては、全額充当しております。

こちら13億6,000万円を活用しまして、未来創造基金を造成しております。

以上でございます。

○森重委員

この基金はだから、今後、合併特例債関係のものは12億円使えるということでしょうね。

違うんですか。

おろして使えるということではないんですか。お答えください。

○森重財政課長

未来創造基金につきましては、その原資が合併特例債でございますので、基本的にはその償還額に応じて合併特例債の目的に応じた使い方をすることはできます。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。

今の、これが現状であって、合併特例債がまだ余裕を残している自治体がまだ使いたいというふうなことが、また5年延長というような形でできれば、またいろんな構想ができると思います。

ただこれは、まだよくわかりませんので、この合併特例債で一応期限から言うと、来年31年度が期限で、一応、終わるということですよ。延長がなければ。

○森重財政課長

31年度で終了でございます。

○森重委員

枠がちょっと庁舎云々別に31.5%ぐらい残っているわけですけども、これは、今、30年度のさまざまなこういう事業名を見てみますと、学校のトイレとか、云々とか、有利な特例債ということになりますから、使っていくほうがいいんだというふうなお考えなんでしょうけども、そのあたりのお考えは。

○森重財政課長

先ほど申し上げましたように、現時点で31年度が終了となっておりますので、31年度予算におきまして市債の活用が必要な事業というものがあつた場合には、当然、有利な財源でございますので、そちらを活用したいと考えております。

以上でございます。

○森重委員

済みません、財政で言うところですので、今後の光市の展望といいますか、全体的なものですね。やっぱりこういう特例債を踏まえてちょっといろいろ考えていかなければいけない時期にもなっておりますので、今回のこの30年度の合併特例債の事業というところからちょっと今、ひもといて、ちょっといろいろ質問させていただきました。本庁舎建てかえの経費はまた別問題ですけども、35億円とかいう一応建物だけではというふうな感じでも出ておりましたし、いろいろ今後のことを考えましてやはり未来的、やはり投資というところを考えて、いろんな意味で考えていかなければならな

いという問題でもありますので、今後のいろいろな流れを踏まえながら、このあたりしっかり学んで行きたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

これは一応、終わります。

とりあえず、ここまでで、一旦終わります。

○田邊委員

田邊です。

おはようございます。

歳出の50ページをお願いします。

下段の企画費が818万7,000円減っておりますが、これについては53ページに29年度は恐らくあった出会いの場の創出促進事業補助金とか、結婚、新生活援助費などがあつたとは思われるんですけど、そういったところを説明してもらいたいのと。

58ページをお願いします。

情報推進費の比較で、本年度と前年度が10万6,000円か、これだけなんですけど、プラスになっているんですけど、クラウドでいろいろふえたり減ったりしているんですけど、うまいことこれぐらいになったというところを説明してもらいたいなと思ひまして、それが、ちょっと気になるなと思うので、その辺のところ、2点お願いします。

○岡村企画調整課長

企画費の削減、前年度と比べて額が減った、そのあたりのお尋ねだろうと思ひます。

委員さんから出会いの場と結婚の関係の事業を上げられましたが、出会いの場創出促進事業補助金については昨年度と同額で予算計上しておりまして、結婚生活支援事業、これ平成29年度実施していたものを平成30年度見直しをいたしまして予算計上しておりません。

平成29年度は補助金の額が360万円計上されておりましたので、それが1つの大きな要因でございます。

この事業を見直した理由について、若干説明をさせていただきますと、この事業については人口減少対策の1つとして、国の補助制度の活用が見込めることもございまして、総合戦略に基づいて可能なものから具現化を図っていこうという考え方のもとで昨年度実施をしたものでございますが、この1年間募集等を行ってききましたが、2月末までに交付のほうは5件ございました。

当初はもう少し多めを見込んでおったんですが、実際5件にとどまっております、その理由についていろいろ内部でも十分とは言えないまでもその中でいろいろ分析もしてみたんですが、1つには国の制度とあわせまして世帯の所得要件を340万円というふうに設定をしております。

年収ベースでは約500万円ぐらいに相当するわけなんですけど、平成29年度に補助金を交付された5組の夫婦のうち、4組については、女性の方が申請時に仕事をされていない、無職、離職の状態であったということで、一般的な所得水準にある共働きの夫婦であればなかなか年収ベースで500万円、このあたりの要件がクリアがしにくかった

のかなというような思いがございます。

このように、所得水準がやや本市の実情にあってない部分があったのではないかとというのが1つ。

それから、5組交付がございましたが、そのうち4組につきましては、これ事業を昨年開始をいたしました6月1日以前に既に結婚、または住居を定めていた方としまして、制度の創設の趣旨が結婚を希望する人の後押しというような趣旨であるんですが、現実にはもう既に結婚、または居を構えていた人への支援になって、結婚を後押しするというこちらの思いがなかなか反映されにくかったというような実態もございます。

さらには、国のほうの補助割合も、平成29年度の4分の3から、30年度は2分の1に支援も引き下げが行われるといったような状況もございます。

こういった状況なり、方向性なりを勘案した結果、平成30年度については事業を見送るようにはさせていただきました。

こうしたことなどございまして、企画費については昨年度と比較して858万7,000円下がっておるといったような状況でございます。

以上でございます。

○邊見行政改革・情報推進課長

情報推進費の予算の増減があまりないという御質問であったと思いますが、それにつきましては、まず1つは、例えば行政情報システム保守委託料につきましては、設置、稼働、管理する機器の台数が大幅に減になって、前年度比で大幅なマイナスが出ていますが、借上料につきましては、例えばクラウドになりました部分につきましては、従前はもともと約6,100万円の費用がかかっていたわけなんです、これが契約期間の終了とともに再リースになっており、前年度では約500万円程度の予算計上ですんでおります。

前年度500万円程度のものがクラウドになりますと、今度は使用料のほうは約6,100万円でございますので、プラスとなるような計算になります。

この部分につきましても、前年度は2月稼働開始ということで2カ月分の使用料計上でしたが、新年度は12カ月分になっておりますので、当然、増になっております。

また、クラウドシステムの導入に伴いまして、他の部署の予算で組んでおりましたものが、この使用料の中に一部組み込まれております。

このためにこの情報推進費の予算につきましては、増となっている部分に対応する他部署の予算が約1,000万円減少している部分がございます、こういった予算との組み合わせによっても全体の増減がございます。

また、新規の情報関係の調達につきましては、コンサル等も活用しながら安価な導入に努めておりました、そうしたこともありまして全体では増減がないというような状況になっております。

以上でございます。

○田邊委員

再度伺います。

企画費のほうは、結婚のほうはわかったんですけど、400万円、今度県のになると2分の1になるから、計画、検討した上でやめるということなんですけど、ふるさと納税のほうの減額がなったとかいうのは、話が前聞いたんですけど、その話もちよっともう一度聞きたいのと、それとクラウドのほうは、こうやって比較してかわらないというのが僕が聞いたんですけど。

61ページの光ファイバー等移設業務委託料1,300万円何がしなんですけど、これ29年度は108万円だったと思うんですけど、プラス1,200万円になっていると思われるんですが。

こういったところで全体的にそんなに差がないというところで毎年これぐらいの予算でずっと流れるのかなというところをもう一度聞きたいのと、こういった感じでいくのかなということですよ。

それぐらいのことをもう一度聞きます。

お願いします。

○岡村企画調整課長

ふるさと納税の経費が減額になったということでの発言だろうと思います。

昨年度はふるさと納税の関係の経費として、寄附者にお礼品を返送するための消耗品費として1,000万円、そのほかにも利用者への委託の経費として172万8,000円などを計上しておりました。

今年度につきましては、業者さんにお礼品を発注し、寄附者にお礼する経費等を委託料に含めまして、おおむね1,000万円少々をトータルで予算を組んでおりまして、昨年度に比べてふるさと納税の経費を単純に比較しますと140万円ぐらい、確かに昨年度と比べて減っております。

このあたりは、この寄附者へのお礼品の見込みのあたりを本年度の平成29年度の実績をもとに精査をした結果、その辺の予算の計上額をやや圧縮をしたのが大きな理由でございまして、制度そのものが質が変わったとか、そういったようなことに起因するものではございません。

以上でございまして。

○邊見行政改革・情報推進課長

今後の情報推進室の予算の見込みについてのお尋ねと思いますが、これにつきましては、大きく2つに分けて経常的な費用と臨時的な費用というものがあるかと思っております。

経常的な部分につきましては、今後とも節約、節減に努めて、同額から下がるような努力をしてまいりたいと思っておりますが、臨時的なものにつきましては、新たに情報システム等に対する要請等も変わってくると思っておりますので、その都度の事情に応じてまた予算要求等行って実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。

予算書を見て増減がばくっと上がったり、減ったりすると何かと気になるところがありますので、説明を聞くと納得しました。

クラウドのシステムをこれから十分に節約するような形でいければありがたいと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

21ページの総務管理費補助金、地方創生推進交付金ということで218万1,000円がありました。出はというたら中身がこうたくさんあったんですが、大きなまとめの予算配分的に大きな事業っちゅうのがあるんですか。

○岡村企画調整課長

地方創生推進交付金でございますが、複数の事業がその対象となっております。

この提案に含む具体的な事業を少し申し上げてみますと、先ほど趣旨については少し説明をさせていただいたんですけれども、光市のブランド創出、知名度向上、こういったことを目的とする事業ということで文化振興が担当になりますが、書籍、伊藤ドラマの刊行販売を30年度予定しております。

その事業の経費、それから商工観光課が海水浴場の集客向上対策として実施をしております渚のライトアップに係る経費、それから体育課が虹ヶ浜で開催をしておりますサンセットビーチランに係る経費、ブランド創出のための事業としてはその3点でございます。

それから、移住定住促進に係る事業といたしまして、これは企画調整課のほう为主体となりますが、移住相談会の開催を30年度予定をしております。

光市独自の移住相談会、あるいは県が主催する移住セミナーへの参加、こういったものに係る経費が対象でございます。

それから、もう1つ郷土愛を育む事業ということでこれも教育委員会の関係になりますが、コミュニティースクールの関係の経費、推進事業であったり、コンダクターの活用事業であったり、こういった経費が対象になっております。こういった事業経費全体は今申し上げたものを積み上げますと、436万2,000円というふうになりまして、交付金についてはこれの2分の1が対象となりますので、半分の218万1,000円ということで計上をさせていただいております。

国において今審査を受けているところでございますので、また、今後、その辺の結果が明らかになる見通しでございます。

以上でございます。

○河村委員

今、教育委員会のところでいろいろ説明を受けて、まさかその予算が危うい予算だというような話とは夢にも思わなかったんですが、これはじゃあもらえなかったら単市を出してやろうと、こういうことなんですね。

○岡村企画調整課長

基本的には、交付金の有無に関わらずつかなかった場合はもう全て持ち出して実施するという方向でございます。

○河村委員

わかりました。

なんちゅうんですかね。正面からどっと、創生推進交付金らしいなんか提案というか、そういったものがあるんだと思いますよ。

何かしらん、今、いろんなもんを寄せ集めながらこれでどうかというような話なんで、ことしはことしでこれでやられて例えば次年度にもということであれば、何か大きな柱となるようなものをぜひお願いをしたいと思います。

それから、29ページ、下段の土地建物貸付収入、土地貸付収入のところ、それから建物貸付収入、ちょっと内訳と、次ページの土地の売払い収入1,400万円ですか、ちょっと説明をしてください。

○森重財政課長

土地建物の貸付収入でございますが、内訳としまして、土地、こちらが件数にしまして90件でございます。主なものとしましては、駐車場用地の貸付収入でありますとか、社会福祉法人に対する用地の貸し付け、また、民間事業者への貸し付け等々でございます。また、件数として一番多いものがNTTとか中電とかの電柱の敷地等に係る貸し付けでございます。

建物につきましては、こちらは、学校法人への貸し付けについて計上いたしております。

次に、土地の売払い収入でございますが、こちらは、現在、行政改革大綱等で計画期間中の売払い目標を7,000万円に設定をしております。この1,400万円は、7,000万円を計画期間の5年間で割った1年当たりの数字を計上したしております。単年当たりの1,400万円を目標といいますか、予算計上して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

ちょっと駐車場のところで、駐車場条例が何でできないのかというのをちょっと今お

尋ねをしたいのと、社会福祉法人について、何件かあろうかと思いますが、賃料を取っているんですかね、皆、今は。従前は賃料をいただいているところがあったりしたんで、そのあたり。

それから、民間というお話もあったんですが、ちょっと、中身をもうちょっとこうお知らせをいただきたいのと、塩漬けのようになった土地、ずっともう一定期間貸しをしておいて、その収入について配分をしているような、配分という言い方はおかしいんですが、従前の公共施設があった用地を移転等することで空き地になっておる。そこを地域の利用を含めて、お貸しをして、一部収入にもなっているんですが、もう50年たったら、そういう土地というのは、次のステップを考えてほしいなど、こう思うんですよ。

きのうの教育委員会の中でも、あそこの青少年ホームと、その向かいにあるテニスコートを、要は更地にして普通財産にしようと、こういう話なんですけど、結果的には、そんなに処分が進まない。普通財産、いっぱいあったいね。いっぱいあったけれども、今、計画で言うても1,400万円程度しか考えられんようなものを、要は、急いで普通財産にせんにゃいけないのかなど。要は、地域で活用、あるいは、市内でもテニスコートちゅうのは最近じゃ希少価値がある。それを目的、次の買い手があたりる場合にはいいと思うんですが、そうでなかったら、多少の猶予が要るんだと思うんですが、遊休地の活用方法について、今の駐車場条例をつくるとして、利活用に積極的に進めるというお考えはないですか。

○森重財政課長

駐車場についてでございますが、普通財産を所管する財政課としましては、あくまでこれは民間の契約と同様に貸し付けをしているところでございます。

したがって、駐車場条例についてというのは、普通財産としての扱っただけではないところになりますので、とそのあたりは今後の研究になろうかと思っております。以上でございます。

○河村委員

駅前の駐車場についても、その話をしたことがあろうかと思いますが、きれいにという言い方が適切ではないかもわかりませんが、適切に運用されている、誰が見ても、そういう形が望ましいんで、それをするためには、要は空き地、市が持っているそういう普通財産になったものを適切に管理をするということからも必要なことじゃろうと思うんですよね。どうでもできんと言やあできんということで、また次の段階を考えますけど。

学校法人にもお貸しをしているというのが、どうもちょっと私、そんな大した金額じゃないんでどうかなと思うたりするんですけど。

ここは要望にしておきますので、駐車場条例について早急に検討していただいたらと思います。

土地の売払い収入ですが、7,000万円のうちの5分の1を予定と、こういう話なんで

すが、団地の部分もあつたり、あるいは、そうでない場合でも結構まとまった大きな土地があつたりしましたよね、普通財産の中に。あれを、もっと積極的に、今、土地が下がちよるから売れんのかもわからんけども、何かやっぱり、手だてが要るような気がします。見込みは少ないほうが後々便利はええんですが、そういう意味よりは、もうちょっと思い切った形に変えていただいて、今の公共施設のこれから全部いろんな形で普通財産にして売ろうと、こういう話なんですよ。もうちょっとまとまった計画があつてもええと思いますので、これもお願いしておきます。

それから、市債です。37ページの臨時財政対策債とかと、市で、要は借金もしたりするんですが、当然、運用もしたりするわけですけど、この間、議場で社会福祉法人の話をしてしましたら、よその市債を買うちよってわけいね、大きな金額でね。それで、こんなことなら、うちの市債を買やあええというぐらいのことですいね。

そのあたりのマッチングというのか、何かがちよとずれちよるんじゃないと思うて、下松市が以前、どこじゃったですか、何かのときに、市民向けに、大城じゃったですか、市債を発行しましたよね。やっぱり、市民の注目を集めて市政に参加してもらおうというのは大事なことで、ある程度そういうことをやってみたらどうですか。そうせんにゃ、そういう、今、団体で、お金を持ちちよる団体がよそへ預けようという気にならんと思うんよ、本当なら。どうですか、そんな考えは。

○森重財政課長

市債の関係で、今、お尋ねは住民参加型市場公募債というものであろうかと思ひます。この市場公募債につきましては、今、おっしゃいましたように、住民の行政参加意識の高揚であるとか、資金調達の多様化とか、そういったメリットが挙げられるところでございます。

ただ、一方で、発行に当たりましては、受託の銀行等への手数料であるとか、募集額が発行額に満たない募集残のリスクがあるとか、そういったことも課題としてあるところでございます。また、どうしても募集残等のリスクを回避するためには、当然、国債などよりも高い金利の設定という、こういったことも必要になろうかと思ひます。現在の厳しい財政状況におきましては、現在の低金利を生かしまして、なるべく資金調達は低コストで行いたいというのがございます。したがいまして、住民参加型市場公募債というのは調査研究はしてまいりたいと考えておりますけれども、現時点で導入は難しいものと考えております。

以上でございます。

○河村委員

そんなことを言いよつたら、ふるさと納税なんか推進ができるはずがない。お金持ちのその感覚も見てとらんにはいけんわけですよ。要するに、汗を流せる者は汗を流すと、知恵のある者は知恵を出す、お金のある者はお金を出すのいね。あなたが心配せんでもやね、（笑声）そねな人はおるかもわからんじゃないかね。費用がかかる、かかるって言いよつたら、今、コンビニ納税なんかでも、要は、費用は何ぼでもかかっ

ていくんじゃない。ほな、やらんかったらええのに。

要は、それを上回る何かがあると思うて、いろいろ手をつけてんじゃないから、そのあたりのところはしっかり、ちょっと考えてほしいなと思うんですけどね。

これで質問続けてええのかどうかようわかりませんが、例えば、さっきの運用の中で、会計のほうはいろんな運用をやられるんですが、そういう、通常は預金だけなんですけど、市債に回せるようなものとか何かそういう類いのものがあるんですかね。

○武居会計管理者

地方自治法の中に、会計管理者の役目といたしまして、当該地方公共団体の会計全般の事務をつかさどるといことでございまして、通常業務といたしまして、現金の出納及び保管に関する事並びに小切手の振り出し、決算の調整、収入・支出の検査等、日々行っておりまして、今言われました市債の関係でございまして、この低金利ということで、定期預金のほうではなかなか利息を得ることができない状況になっておりますので、この1年間いろいろな形で、共同発行の市場公募債等も検討しながら来ておりますが、現実、今、購入には至っていないというのが実情でございまして、以上です。

○河村委員

努力はしてるということ。

それから、47ページ、今度、歳出のほうですが、先ほど、下段の行革事務費の中で指定管理候補者選定委員会委員報酬というところがありました。昨年じゃったか、おとしじゃったか、今、指定管理者の公募の中で、従前こういう業務に携わったかとか、要は、現行指定管理を受けている人を優先するような記述が中にあったりするんですね、今の点数を出したりするところ。広く市民向けに、あるいは、企業向けに公募をかけるという意味合いからすると、そういう制限ちゅうのはちょっとおかしいような気がせんでもないんですよ。

もう一つは、文化振興財団とかスポーツ振興会というような恰好で、要は三セクのような形の指定管理が続いているところもあるわけですよ。そういうものをどういうふうにしようと思うておられるんですか。ここで議論する12施設にはそういうところが入ってない。ちょっと今、その2点でいいですか。

○邊見行政改革・情報推進課長

12施設でございまして、このうち、公募によって、指定管理候補者を選定しようと考えておりますのは、現時点で、前回公募施設の数字になりますが、8施設になります。公募を前回は行っておりませんのは、文化センター、光ふるさと郷土館、それから身障者デイサービスセンター、フィッシングパーク光でございまして、こちらにつきましては、今後、関係課等と協議を行いながら、全体で、どこを公募するかというのは検討してまいることといたしております。

以上でございまして。

○河村委員

なんか答えになっていないような気がするんですが。

最初に、要は指定管理の点数をつける項目の中身について話をしましたよね。要するに、現行指定管理を受けている業者が最優先になるような項目というのは、余り好ましくないのではないかと。それから、今12施設の中について、文化センターとかフィッシングパークとかとこう言われたんですが、要は、今までの流れの中から言うと、通常出しにくいもの、文化センターなんかで言うたら、従前のいろんな財産管理をやっていたりするんで、外の人にお任せすることがちょっと難しい状況があるじゃないですか。そういうものと全くそうでないものとの区別とかいうものも含めて整理をしていただきたいんですが、どんなです。

○邊見行政改革・情報推進課長

まず、公募するほうの施設でございますが、選定委員会の審査する審査項目というのは、例えば、利用者の平等な利用が確保されサービスの向上を図られるかとか、施設の意向を最大限に発揮され、その管理にかかる経費の縮減を図れるものか、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか、また、確保できる見込みがあるか、それから、当該施設の設置目的を効果的に達成するための能力を有しているかといった項目で行っております。

それで、従前の指定管理者、有利になるという点についてでございますが、こちらについては、審査項目の中ではそういったことで入ってはおりませんが、一方で、従前の指定管理者に対しましては、指定管理者の運営管理の中で色々な情報を得ておまして、一定の実績についての資料を蓄積をいたしております。

その一方で、そういった資料がない候補者につきましては、そういったものをヒアリング等の中で検証しながら選定を行っていくという作業を行っております。

そうしたことの中で、若干そういったようなことの御懸念が生じているのだろうと思っております。

○河村委員

おっしゃることがわからんでもないんですが、前回見聞きしたのは、いろんな項目を点数化して何点以上の人について入札をするという形じゃったと思うんです。じゃ、その何点以上という点数をとるのに、今言うた項目の中で、要は、従前そういう業務に携わったかどうかと、こういう得点があるとすると、そのウエートが高かったりすると、入札そのものに参加できない状況が起きてたと私には見受けられたんですよ。そういうのは、多少やっぱり改めて、入札には参加できるような形が望ましいと思いますので、そのあたりはちょっと検討していただかなければいけないかなと。

それから、指定管理の、要は12施設の中でも、公募するのがええのか悪いのかというのを含めてちょっとお話をさせていただいたと思うんですが、できるだけ安くというのはわかりますし、できるだけ民間の人をお願いをしたいというのもよく理解はでき

るんですが、中身によってはそうでないケースが結構たくさんあるだろうと思うので、そのあたりの選別をしっかりとやっていただいて、本当に公募なら公募のように、ちょっとこう、皆さん方が参加しやすい条件を設定していただきたいということでございます。もう答弁せんでもええです。

53ページの上段、負担金補助、地域間交流事業ということで消耗品費、通信費、合わせて4万円で光町との交流をやっていこうと、こういうお話なんですけど、以前にもちょっとお話をさせていただきましたが、もう必要なか必要でないのか、この4万円で何ができるのか、ちょっと私にはよく理解できませんが、今までの流れの中でなかなか断ち切り難いところもあるのかもわかりませんが、やるんなら、やっぱりもう少し積極的に対応できるような形が望ましいと思うんですが、いかがでしょう。

○岡村企画調整課長

委員さん仰せのように、今年度、横芝光町との交流ということで、消耗品費、通信運搬費、計4万円の計上ということになっております。これは、特産品の相互展示であったり、文化作品の相互展示であったり、こういうふうな形で継続的に行っている事業でございますが、横芝光町との今後の事業展開につきましては、確かに、距離的に離れていることもあっていろいろ難しい面もございますが、市といたしましては、このあたりに総合計画のほうでも引き続き事業を継続し、新たなことも模索していこうという考えを示しております。

また、こういった友好交流事業とは若干違った視点になりますが、例えば、日本の森・滝・渚全国協議会でございますが、本市も加盟しておりますし、横芝光町においても有名な渚を有しているということで、同じ協議会のメンバーとなっていただいております。

こうした中で、例えば高田松原の松苗の育苗、そういったところにも御協力をいただくなど、これも本市とのこの友好交流という土台があって、そういう展開になったという側面もあるのではないかと考えておりますので、そういったことをまたトータルで考えながら、いろいろ模索してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○河村委員

別に、やめって言いよるんじゃないんで、やるんなら、きちっと腰を据えてやっていただきたいということでございますので、誰か専属の担当でも決めてしっかり対応できるようにお願いしたいと思います。

その下の企画管理事業、イベント協力者謝礼3万円ということなんですけど、ちょっともう少し詳しく教えてください。4月7日のレノファ山口というのを。

○岡村企画調整課長

このイベント協力者謝礼3万円でございますが、先ほど、少し全体の説明の中で触れさせていただきました。4月7日にレノファ山口が開催をいたします光市サンクス

デー、これのイベント参加に御協力をいただく団体等への謝礼ということでございます。

レノファ山口におかれましては、県内19市町全てをホームタウンとするサッカーのチームでございまして、光市を始め19市町がレノファ山口のホームタウンでの試合、つまり山口維新公園にあるあのスタジアムでの試合の際に、開会式前に時間を10分程度いただいて市のPRイベントを開催するようなことになっております。そのPRイベントに参加をいただく団体への謝金ということなのですが、現在、4月7日の開催に向けて、ひかり太鼓さんであったり、ひかり吹奏楽団さんであったり、そういうところに参加の依頼をしているいろいろ調整を進めているところでございますので、そういった団体さんへの支払う謝金ということになります。

以上でございます。

○河村委員

そうすると、ひかり太鼓とか吹奏楽っていうたら、今のバスとか何とかちゅうのが出てくるんじゃないんですか。

○岡村企画調整課長

市のマイクロ等も出しますので、そういったことで一部はお送りしますし、都合によっては自分の車で来られる方もいらっしゃると思いますので、その辺の費用も含めた形での謝礼をいうことでございます。

以上でございます。

○河村委員

いや、謝礼の3万円ちゅうのは、そんな普通当たり前の話じゃ、そういう、今、参加団体にお渡しするという話は。そうじゃなくて、太鼓にしたって吹奏楽にしたって、あれだけの持ち物があるんじゃないから、その運搬費だって相当かかるじゃろ。そのお金はどこへ入っちゃうかと、こうやって聞いた。

○岡村企画調整課長

その運搬に要する経費は、この中には入っておりません。市の公用車等で運べるものは運ばせていただいたりといったような形での対応を考えております。

○河村委員

ということは、参加団体がというんではなくて、今、企画の人たちが市のトラック等を使って運搬するという解釈でええんですね。

○岡村企画調整課長

中には、やっぱり太鼓とかについては、運搬に注意を要するものでございますので、ひかり太鼓さんのほうが直接運ばれたりするケースもございますが、市のほうで運搬

できるものについては、基本的には極力市のほうで運ぶということでございます。

○河村委員

間際の話じゃからちょっと大変だとは思いますが、やるんなら、ちゃんとやっちゃげんと喜んでもらえんよ。せっかくお金を使うていろんなことをするんなら、市民の人にもちゃんと喜んでもらえるような対応ちゅうのは要るんで、特に、こういうイベントに積極的に参加をしていただけるような団体はちゃんとしとかんと、後で対応が大変ですよ。

それから、移住定住促進事業の中で、ふるさと光会交付金を含めてなんですけど、結構、何ぼやったんですか、全体で50万円以上のちょっとお金じゃったんですが、従前は、なんか市の中に事務局があったりしましたが、今は、もう東京のそういう人たちが事務局を受けてやっていたいでいるんです。

○岡村企画調整課長

会員さんの中で事務局長さんもいらっしゃいまして、いろんな面で段取り等もやっていたいでいるんですけども、もちろん市のほうもそれを補うような形でいろんなお手伝いはさせていただいております。

以上でございます。

○河村委員

従前と違って、ふるさと納税というのが出てきて、こういうふうな集まりをやれば、そういったふるさと納税にも影響が出たりするんで、ある意味で言えば好ましい対応になってきたんですよ。それを、どうも形が、全体がよく見えないんで、もう少し見えるような形にさせていただけたらなど。要は、この説明資料のほうには結構まとめて書いてあったりするんで、そういうふうな格好でまとめて書いていただくといいかなと。

それから、その欄の空き家掘起事業補助金、中山間地域に、先ほど、コミュニティ協議会の実績に応じてとこういうお話なんですけど、10万円の中でどういう実績を求めておられるんでしょうか。

○岡村企画調整課長

現時点の想定で言いますと、コミュニティ協議会のほうが空き家を掘り起こしていただいてバンクへ登録をお手伝いいただいた場合には、1件当たり1万円の10件分ということでの予算を想定しております。

以上でございます。

○河村委員

空き家バンクに登録をしたら1万円という、何とも言いようがないな。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

3 市民部関係分

(1) 負託事件審査

①議案第14号 光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

説 明：田村市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第15号 光市国民健康保険基金条例及び光市国民健康保険条例の一部を改正する条例

説 明：田村市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第23号 光市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

説 明：田村市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第1号 平成30年度光市一般会計予算（市民部所管分）

説明：秋山地域づくり支援係長、小田生活安全課長、高橋室積出張所長、
杉本税務課長、田村市民部次長兼市民課長、大山人権推進課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○田邊委員

予算書の73ページをお願いします。

自動交付機ブース撤去工事なんですけど、120万円の予算が計上されております。これは、工事はいつからやるんでしょうか、それと、今ある市民カード兼印鑑登録証というのがありますけど、あれの扱いはどういった方向にしたらよろしいのでしょうか、お願いします。

○田村市民部次長兼市民課長

証明書自動交付機のブースの撤去ということでございますが、自動交付機につきましては、5月末まで稼働させて一応廃止するという計画にしております。

中身といいますか、自動交付機を撤去し、その後にブースの撤去ということでございますので、夏から秋ごろになるかなとは思っておりますが、できる限り早い時期に撤去はしたいというふうに考えております。

それと、市民カード兼印鑑登録証のお話をいただきました。

このカードにつきましては、引き続き窓口で印鑑登録の証明書をとるために使うものとなりますので、大切にお持ちいただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○田邊委員

わかりました。工事のエンドはまだはっきり決まっていないという、夏から秋ごろということで、カードのほうは大切に保管して使えるということがわかりました、はい。どうもありがとうございました。

○仲山委員

55ページ、中ほど下、下のほう、下から9行目か10行目でしょうか、地域づくり支援センター管理事業のうちの施設整備事業として、LED照明に体育館の照明を変えるという分が先ほど説明ありました。18基というので、今、天井についている照明をそのままその位置でつけかえるものと思われるんですけども、実際のところどうなのか、整備の内容についてお伺いします。

○秋山地域づくり支援係長

体育室照明のLED化事業につきましてでございます。地域づくり支援センターの体育室照明は全部で18基ございます。こちら、現状ハロゲン灯となっておりますが、この18基全てLED照明に更新するものでございます。

そして、照度につきましては、体育室に関しましては、日本工業規格の基準では300ルクスというのが一つの目安になっておりますので、そうしたことを目安に更新する予定としております。

なお、現状は400ワット相当のハロゲン灯ということになっておりますが、LED照明に変えることで、いわゆる消費電力というものは大幅に削減できるというふうに考えております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。地域づくり支援センターの体育室、これまで卓球やバドミントンでの使用が多かったと思いますけれども、これまでの状況を見てみますと、今までは十分な明るさがとてもなかったような状態かと思えます。

今度の整備で明るさが確保できるように考えていただければと思います。何分、天井が高いので、1回やってしまってから後でまた改修というわけには、なかなかいかないと思います。設計段階、準備段階での確認が重要と考えられますので、配慮の上進めていただきたいと思います。

次に行きます。59ページ、一番上の行になります。

コミュニティセンター整備事業、大和コミュニティセンターのオープニングイベント実行委員会交付金と上がっております。大和コミュニティセンターのオープニングイベントは実行委員会をつくって実施をするということになっていると伺っておりますが、実行委員会の構成の仕方、それと、進め方についての方針があるようでしたらお伺いしたいと思います。

○秋山地域づくり支援係長

大和コミュニティセンターオープニングイベント実行委員会交付金についてでございます。

イベント実施に当たりましては、大和コミュニティ協議会のメンバーを中心に、いわゆる実行委員会というものを立ち上げていただき、オープニングイベントの企画・運営を行っていただくということで予定いたしております。

現在建設中の大和コミュニティセンターは、平成31年1月完成を予定しております。

その後、3月下旬ごろをめどに実施するというので、現時点、予定しております。

以上でございます。

○仲山委員

わかりました。コミュニティ協議会、これまでのいわゆる公民館にかかわってこれら

た、地域にかかわってこられた方が、実力者といいますか、そういう方々が構成されているのだと思います。

ただ、恐らくですけども、かなり高齢の方も多いかと思います。これから先のことも考えて、できるだけ広く地域の人を巻き込むというか、若い世代なんかもこれを機会に発掘していけるような配慮も重要かと思います。

そのあたりも考え合わせて進めていただければと思います。

次にまいります。61ページ、安全対策事務費の下のほうです。

安全対策事務費の光熱水費が前年と比べて大幅に減っておりますけれども、そのあたりの事情を伺えればと思います。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、減額理由といたしましては、平成28年度の防犯灯LED化事業に伴い、市内各避難所に導入した蓄電池内蔵型LED防犯灯44灯のうち、大半の防犯灯が電気配線との関係性で、各施設を所管する部署の光熱水費の一部として支払うことになったことから、44灯分を予定していましたが、9灯分の支払いとなったことによります。

以上でございます。

○仲山委員

事情、了解いたしました。ありがとうございます。

次に、まいります。73ページ、あるいは、場合によっては71ページのほうにもありますが、コンビニ交付、コンビニ収納の載っておりますけど、その前提として個人番号カードを持っているということが前提になります。

ここでは、個人番号関連事務委任交付金という名目とか、住基ネット機器アプリケーションなんかとかとありますけれども、個人番号カード、今の個人番号カードというのは、実際どれくらいの方がお持ちになっているのかお伺いしたいと思います。

○田村市民部次長兼市民課長

2月末時点のマイナンバーカードを交付した件数ということで言わせていただければ、交付枚数が6,787枚、交付率で言わせていただきますと13%という状況でございます。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。せっかくやるものですから、利用者の方がやはり大勢いることが前提ということで、つい先だつての市広報にも載っていたかと思います。どうやったらこれが周知徹底できて、こんなに便利になるんだということがわかるかというのは、なかなか難しいところかとは思いますが、今、コンビニのほうにも一部張り出されていて、あれはいいことだなと思っておりますけれども、そういった、やはり意識づけができそうなところに掲示するなりとか、そういった工夫が必要かと思

ます。

そのあたり進めていただいて、コンビニ交付・収納が有効に働くようになればいいなと思っています。よろしくお願いいたします。

以上です。

○森重委員

1点だけ、お尋ねをいたします。ちょっと大きな問題ですから一応ちょっと触れておきます。

予算書は115ページ、水道事業会計繰出金のところ、あるいは、当初予算案では27ページに「自然と都市が潤いゆたかに調和したまち」もしくは、そのあと44ページ、一覧の中にも載ってまいります。塩田地区上水道整備についてお伺いをしたいと思います。

生活用水、また、飲料水の問題ということで、市民部への所管での聞き取りというか、お聞きすることになりますけども、水道局では費用対効果の検証から水道料金をもつての独立採算制は難しい事業であるということになります。

補助対策、対象のメニューはないということで、一般財源で取り組むちょっととても大きな工事予算の事業となるために一応、事業の全体的なものをお聞きしたいというふうに思います。

まず、市民部が直接かかわられました水道施設整備要望調査についての調査結果について、その経緯と、また、その流れと、まだ、お聞きしておりませんので、概略をお尋ねをいたします。

○小田生活安全課長

ちょっと長くなって申しわけないんですが、経緯について説明させていただきたいと思います。

平成28年3月議会の一般質問で、議員から塩田地区における飲料水等に関するお話を伺い、その後、同年の5月に開催しました市民対話集会において、住民の皆様から正式なご要望がございました。

塩田地区の水問題につきましては、市といたしましても真摯に受けとめ、これまで未給水区域の世帯を対象とした飲料水・生活用水のアンケート調査による実態把握や水問題の解消に向けての事業手法の調査研究、住民説明会の開催による意見の集約及び給水希望数把握のための要望調査等を実施するなど、あらゆる方面から方向性について検討してまいりました。

こうした結果、切実な状況があり、まとまった要望が多かった、入野・十王・小倉の3自治会の地域を対象に解消に向けた対策の検討が必要と判断し、他の自治会の皆様のご理解をいただいた後に、検討を行う3自治会に対し説明会や意見交換会を開催することで要望内容の精査、各戸に御負担いただく給水管引き込み工事費用の説明等を行い、給水を要望される方から、昨年12月11日、市長に対し要望書の提出がございました。

これを受け、最終判断を行うため事業指標等具体的な検討を行う中で、整備費用や将来的な維持管理も踏まえ、当該地区の飲料水の問題を解消するには塩田地区の一部を給水区域とすることで安定的で安全・安心な水の供給が確実にできる上水道の整備が適切と判断をし、また、給水範囲も要望のございました自然流下内の県道沿い及び市道小倉線の範囲で整備を行う判断をしたものでございます。

なお、この事業を行うことで市内ほぼ全ての自然流下の範囲が上水道の給水区域に入ることになり、公正・公平面からも適正と考えております。

以上でございます。

○森重委員

平成28年度から現場において、その地域コミュニティ含めてしっかりこの問題に対しまして、現状と住んでいる方々の御意見を聞きつつ、しっかりと取り組まれたということはよくわかりました。

今回、まず、今、計上されております、予算900万円ですけれども、その内訳について、ちょっと2つありますので、その辺をちょっと簡単に結構ですのでお聞きいたします。

○小田生活安全課長

内訳でございますが、まず、給水範囲の認定変更申請に伴う予算でございますが、委託料として790万円、次に、加圧ポンプ実施設計委託料として110万円を計上しております。この加圧ポンプにつきましては、市道小倉線の高台の集落に給水するため、自然流下の範囲である県道から約330mほど上った境界付近に設置する予定としております。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。この小倉線というか、県道からちょっと高台のところに330m奥に入るんでしょけれど、そこが高いということで加圧ポンプを設置される。

○小田生活安全課長

そのとおりでございます。

○森重委員

わかりました。この事業認可の変更申請、水道局長のいろいろ御答弁等の話で、これはやっぱり随分な費用と時間がかかるというふうなことを聞いておりました。

費用は今のところ、この790万円ということと、あとどのぐらいの期間が申請に対してかかるか、見通しをお聞きいたします。

○小田生活安全課長

認可変更申請の期間でございますが、半年から9カ月ということを知っております。

以上でございます。

○森重委員

それでは、その期間を経て申請ができたとして、その後、今後の事業費の総額と工期、いつぐらいまでかかるのかということをお聞きいたしましょう。

○小田生活安全課長

費用については、全体、事業費については、まだ詳細については確定しておりませんので、現時点でははっきりしたことはお答えできませんが、概算で約1億円を見込んでおります。

次に、整備期間でございますが、整備期間は認可申請を含めて2年間を予定しております。まず、初年度となる30年度に先ほど申しました水道管の布設及び加圧ポンプの実施設計等による事業計画書を策定し、認可申請を行います。その後、認可がされた場合ですが、翌年度に本管布設整備を計画しております。

以上でございます。

○森重委員

約総額1億円、そして2年間、これから2年間、30、31年というふうな工期ということで了解いたしました。

あとは採算の問題でございますけど、水道局長の本会議の一般質問等の答弁では、やはり地域における対象戸数、この話ですけど、この時点の話ですけども、対象戸数約40戸で16軒が水を引いた場合の採算性を話しておられましたけども、工事費約1億円で水道料金は年額40万円としたら、240年か250年という、そういうサイクルがかかるという、1度ちょっと聞けば忘れられないような長い時間を答弁されておりましたけども、まずはこの財源の確保といえますか、この政策イコール、毎回言われる財源ですので、財源の見通しの考え方についてはお伺いしておきたいというふうに思います。

まず1点、お聞きしますけども、この事業に関して合併特例債は使えないのか、使えないとすると、それはなぜなのかということをお聞きいたします。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問の合併特例債でございますが、関係部署と協議した結果、難しいのではなかろうかということは聞いております。

理由については、承知しておりません。

○森重委員

その事情というのはとても大事なところなので、もしお答えができれば、副市長サイドとか。

○森重副市長

合併特例債におきましては、もう委員御案内のとおり、新市建設計画におけます事業で、まず掲載をされているということが、まず前提になるとともに、今、現状は一件審査になっておりますので、その都度、要は、この合併特例債が適用事業か否かの判断を市がするのではなくて、国において行うということが前提になります。

もう一つ、合併特例債がこの事業で使えるか否かという判断をする中で、要は水道事業というのは、いわゆる公益事業であります。公営企業会計ということから、それが要はこれまでは補助事業があって、光市の場合であれば、第4次拡張事業計画の中で、その補助事業の裏に使えるか否かという判断も、その適債性があるか否かという判断の一つになろうと思っておりますが、既に水道局長のほうからも御答弁をさせていただいておりますとおり、既に光市におきましては、第4次拡張事業計画については終結しておりますので、この事業については国の補助事業にならないということが、まず一つありますので、そういったことから含めて合併特例債の事業になることの可能性が少ないのではないかと、現状、見解を持っているところでございます。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。一件審査ということで、国の審査はなかなか難しいということでございます。

そういう諸条件の中での、実際にこれを実施されるということで、集中と選択という観点から財源の配分も考えられてのことというふうに思っております。

その配分というのはいろいろありますけど、自主財源の増という、いわゆる工業用水の売却という話も出ていましたけども、そういうものから補うのか、また、経費削減策、新電力や共同クラウドによるマイナスも出ておりましたけども、そういうものを考えられているのか、それとも他事業を押さえながらのいわゆる選択と集中で、ちょっとこっちを我慢してもらって、こっちを重点的にするというふうなそういうバランスの中でやられるのか、いずれにしてもできるということは、私はやっぱり光市の財政というか、執行の底力があるのかなというふうにも考えましたけれども、そのあたりはどうでございましょうか。

○森重副市長

今、委員のほうから財源の捻出の仕方のお話があったけれども、やはりこうした課題が平成28年の市民対話集会の中で、直接住民の方々からお困りになっておられるんだというお話を我々がお聞きした後に、現地に職員を出向かせて、いろんな方法でこの地域の方々のお困りの現状をいかにして解決することがいいのかというようなことを、先ほど生活安全課長のほうからも説明をさせましたが、いろんな手法があったわけでございます。

その中で、いわゆる現時点では上水道を布設して、お困りになっておられる方々を少

しでも生活がしやすい暮らしを確保していきたいんだという市の姿勢を決定したわけですが、じゃあ、その財源をいかにして捻出していくかということでございですが、この辺はいろんな手法を、今、森重委員のほうから御説明があったとおり、やっぱり選択と集中という観点もあるでしょう。

もう一つは、やはり本来、本来というか、事業の選択の中で、この事業をするから、やはり他の事業については少し市民の方々に我慢をしていただかなければならない事業もあると思いますので、このあたりはしっかりバランスのとれた財政運営をしながら、やはり市民のための施策を講じていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○森重委員

水が通るということは、やっぱりいいことだということは基本的にそれがそうなんですけども、公共施設と総合管理計画の概要版なんかを見ますと、やはり一番目につくのは、やはり平成31年度あたりからの投資的経費がほとんどもうなくなるという、もう線が色がついていない、1つの「1」という数字のようなそういうふうな厳しい状況の中で、そういうことを今からやっていくわけですので、その中で今後の公共施設及びインフラ資産にかかわる更新費用等を、今のものでもどう、いかに回していくかというふうな危機感から、さまざま水道局のほうもそうですけども、本庁のほうもそうですけど、ダウンサイジング、また長寿命化対策というふうなこういうふうな方向性に、今、もうシフトが変わっているということも1点あります。

地区を挙げての長年の懸案事項であったことや、また、市内全域で自然流下で上水道の対応ができていない唯一の、この塩田が地区であるというふうなところも非常によくわかりますし、判断のちょっと決め手になったとこなのかなというふうにも思っております。

行政がやっぱり実施するサービスをより多くの方々に、多くの方々にやはり理解をしていただくということが一番大事ですので、やはり、もやもやとなったものがあってはいけませんので、今回、その理解を深めるために、やはりこういう委員会ではしっかりこういうことを質問させていただきました。

私、これをちょっと見て思ったんですけど、今回、この事業は、当初案の概要の中の一番最初の2ページの基本計画の、6つの基本目標の中の基本目標4に入っているんです。「自然と都市が潤いゆたかに調和したまち」というところに入っておりますけども、私はこれは、もう済んだことなので主観的で考えたら、基本目標3の「安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち」というふうのほうが、何かしっくりくるかなという感じもちょっといたしました。両方またがっているんですけども、やはりこの判断基準としては、人が安心して暮らせるまちというところに重きを置かれたというふうに捉えましたので、そのあたり個人的なもう感想ですけども、そのように感じましたということをお伝えいたします。

一応、こういう議論がやはりしっかりされることが、やはり理解を深めることになり

ますし、重々、その現地の皆さんの御苦勞等もわかっておりますし、基本的な水の問題ですから、どこも真っ向から反対というわけではこれできないものですので、そのあたりをしっかりと、また今後も踏まえた上での事業の展開をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○河村委員

今、市道小倉線から330m上ったところとおっしゃったんですが、そこは標高なのか海拔なのかわかりませんが、どの程度の地点なんですか。

○小田生活安全課長

自然流下の72mラインになります。

○河村委員

いや、塩田で72mじゃった、自然流下。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

恐らく、この地域は元来水がないと言われた地域、地元で聞いた話ですよ。あそこへ家を建てちゃいけないというようなことも、古来言われておった地域だと、こういう話も出たりしているんですいね。

私は公平・公正、あるいは水需要を市内全域にちゅうのは反対じゃない、賛成なんで、例えば4次計画は終結したが、じゃあ、5次計画つくったらええじゃないかと、新しい市内全域に水を供給するための5次計画をつくるというような観点からやっていたと、例えば水というのはある日突然、濁るかもわからんわけいね、そうすると、今ええと思うちょっとどこでも、あした水が使えんけ、ほんならうちもくれいやと、こう言われたときにどうするんじゃろうかと。

今回は、今、40軒のうちの26軒とかいう話やったんですが、じゃあ、それ以外のところは、あんた対象じゃないんじゃけ持っていかれんと、私、本会議のときに、今、田布施川の向かい側の話をしましたが、あそこの源城のそこから三国志のほうへぐるっと回って、あっち側に行っても対象軒数ちゅうのは結構あるんですいね。そうすると、自然流下でそこも行くのいね。やから公正に判断するというのは、ある日突然、いや、うちも水がなくなったけ引きたいと言われたときに、同じ条件じゃったら引けるというのは前提になるんで、そのあたりの整合性をしっかりとっていただきたい。

それと、県道沿いに結構、西側の山に張りついた家が多いんで、きのうの今の新しいハザードマップでいくとレッドゾーンにあたる地域もあるわけね。それじゃあ、そういうところに今新しく、ある意味で言うたら住宅建設の制限かかる地域じゃから、そこへまた水を持っていこうというその話がつじつまが合うんかどうか、どうもそのあ

たりの研究がもうちょっとしっかりやっっていかなと、拙速にその26軒だけを対象にということで、今進めることが、あと後悔なりやせんかと、今、旧市内、旧市内という適当じゃないね、昔の光市でも水が行っていないところがあるわけですが、それじゃあ、そういうところの対策を合わせて一緒に考えようと、この今のポンプの話が出ましたので、じゃあ、加圧ポンプの負担割合はこういうふうにしようじゃないかと、その分水はどうぞ引っ張ってくださいというような、しかもそれが本管とじゃあ枝管の違いはなんぼなんかと、本管はいやいや500ですいいねということなら、じゃあ、それに適合するやり方なら全部引けるんだという、やっぱり市内全域を見渡した中で整備をしていくことがちょっと重要だと思いますので、もうちょっと検討時間をとって市内全域が網羅できるような計画そのものをきっちりつくっていただきたいということをお願いをしておきます。

御意見があれば言うてください。ええですか、はい。

それで、端的に終わらせていきたいと思いますが、59ページの自治会集会所と建設補助事業を100万円で何か見込みが立っておるのか、大概補正予算で見込みが立ったときに金額を入れておったような気がするんで、それが何かというのが1つ。

それから、61ページの光交通安全協会の補助金195万7,000円ですが、現行、交通安全協会というのに運転免許証は、今、5万ちょっとの人口で3万人ぐらいおってんかどうかわかりませんが、そのあたりの把握してられるかどうか。そのうち、どの程度、その交通安全協会に加入なのか、とりあえずそれだけです。

○林生涯学習・市民活動支援係長

自治会集会所の修繕建設費についてでございます。自治会集会所につきましては、自治会集会所等建設補助金交付金という規則に基づいて実施をしております。

30年度予算は100万円でございます。前回と変わらず100万円でございます。

予定は特別ございません。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、交通安全協会の運転免許者数の数というのは把握しておりません。

ちなみに現在、更新は3年もしくは5年の更新ということになっておりますので、近年の実績としては平成28年が3,927件、27年度が4,259件、26年度が4,529件いうことを聞いております。

以上でございます。

○河村委員

最近、どこでもその免許証ちゅうのはもらえるようになって、交通安全協会入る人が極端に減ってきたんですよ。聞くところによると、もう5割を切っているというような話があるぐらいで、要は公平・公正というところに、要は交通安全協会の運営そのものが合致しよるんじゃないかという懸念がちょっとあります。

そのあたりのところで、山口県の交通安全協会の下部組織なんだという認識で、もう少し間をあけたほうがええんじゃないかなと、これは私の思いですから、そうでなかったら、この195万7,000円の事業費分の何か市民サービスを考えていただきたいと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第2号 平成30年度光市国民健康保険特別会計予算

説 明：田村市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

全部のページに関係するんですけど、今回、4月から都道府県化になるという財政運営が、責任主体が県ということで、我が党の意見としてのことなんですけど、この国民健康保険制度の改革の中で、もう光市が決めた、国が決めたことなんですけど、これからもそういうことでやっていくということですね、そういったことですよ。

○田村市民部次長兼市民課長

国保制度改革でございますので、そのような形での予算計上をいたしております。
以上です。

○田邊委員

我が党としての都道府県化にやはり賛成はできないという形なんで、何点かお聞きします。

いわゆる国民、ページ数はないんですけど、被保険者の多くの方の問題なんですけど……。

○委員長

田邊委員、予算と関連づけて御質問をお願いします。

○田邊委員

はい、関連づけます。

いわゆる、今回、基金を1億円また、1億円余り使って1人当たりの保険料を下げてもらったのは大変ありがたいと思われるんですけど、10ページをごらんください。

そういったところであれなんですけど、そういった流れがずっとこれから先続くとな

ると、市の裁量としてなかなか難しいのではないかとというのが1点あるんです。それと、国保の特異性で均等割というのがありまして、その均等割がここで詳しく説明してもらいたいなと思うんです。よろしくをお願いします。

○田村市民部次長兼市民課長

賦課される項目といたしますか、そのようなお話であろうと思うんですけど、国民健康保険施行令の中で、賦課されるものとして、所得割、均等割、平等割、資産割の4項目がございます。この中で、2方式、3方式、4方式という形で決められております。均等割については被保険者割、被保険者の人数に応じて賦課されるものでございまして、いずれ方式においても賦課されるものになっております。以上です。

○田邊委員

均等割の、いわゆる4人家族がいた場合、お父さんとお母さんがいて、子供が2人いると。その子供が、小学生の子供が2人いる。そういった方は、いわゆる働いていなくて収入がない、そういった方からも均等に二万何がしと、均等割が加算される。そういったところがおかしいじゃないかと、私は思うわけです。

それで、これが市町村で管理できるなら、それなりの裁量がこれからできるんだろうとは思いますが、県からの納付金が来た場合は、やはり県からこれだけ納めないけん、そういったところで今後問題が生じてくるんじゃないかと、この制度は思っているわけです。

社会保険の場合は、被保険者に1人いて、それからの扶養家族で全てが賄われる、そういったことになっているんですけど、そういったところが国保との社会保険との違いがあるので、均等割の子供分について、今実際に減免に踏み出す自治体もあるんですけど、例を出せば埼玉県のみじみ野市では、4月から第三子以降の子供の均等割を全額免除する条例を、12月議会で可決しました。そういったところで、先進事例がありますので、今後も光市もこういった形で、高過ぎるこの保険料の減免制度の実施なんかの検討をしてもらいたくないなと思って質疑しました。

以上です。

討 論

○田邊委員

先ほど長々と述べましたが、議案第2号平成30年度光市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

国民健康保険は、被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず、保険料が高いという国保の構造問題は何ら解決していないばかりか、負担増、また徴収強化が迫られる恐れがあります。会社員が加入する被用者保険の保険料は子供の人数に影響されない一方、国保は子供を含め世帯内の各加入者数に応じて賦課される均等割があるため、

これはいわゆる子育て支援に逆行することではないかということで、高過ぎる保険料の値下げと独自の減免制度の実施拡充を求めて反対討論いたします。
以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

⑥議案第7号 平成30年度光市後期高齢者医療特別会計予算

説 明：田村市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

135ページの一般会計繰入金で2億700万円繰り入れておりますけど、私の資料は平成28年度の決算の附属資料をちょっと持ってきたんですけど、その当時が繰り入れが、ここまでは多くはないんですけど、決算額で1億8,125万9,000円ということになっているんですけど、こうやって繰り入れをしても個人、調定額もここに出ているんですけど、1人当たりの調定額が毎回ふえているんですよ。そういった制度が、またどういったことかなと思って、そういったところはちょっと説明をよろしく願います。

○田村市民部次長兼市民課長

まず、一般会計繰入金のお話があったところでございますが、一般会計繰入金については先ほども御説明しましたが、事務費繰入金と保険基盤安定化繰入金がございます。保険基盤安定化繰入金は低所得者の保険料の軽減ということで一般会計からするような形になっております。軽減判定基準、所得の拡大というお話もさせていただいたんですけど、そのあたりでふえておるということになっております。

それと、1人当たり調定額のお話もいただいたところでございますが、保険料の改定によっても当然これは動きますし、所得の変動とかによっても動くというふうに考えております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。でも、全体的に2割、2%ずつか、ちょっと後期高齢者の制度はふえているのが現状なんで、そういったところをもっと、これを続けていくと75歳の人もどんどんふえるような状況にはあるとは思いますが、今後もっと、よく考えていけないんじゃないかなとは私は思っているんで、そういったところで終わります。
以上です。

討 論

○田邊委員

反対討論です。議案第7号平成30年度後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

この制度は具体的には、後期高齢者の数が絶対数がふえていったときに対応して、医療給付費もまたふえていくわけで、ちなみに現状の1人当たりの医療給付は毎年約2%のペースで上昇しているといわれています。後期高齢者医療広域連合を要する都道府県としては、医療給付そのものの抑制にも並行して動かざるを得なくなっていると思われま

す。そういったことで、光市の平成28年度決算附属書類主要施策の成果についての後期高齢者医療特別会計では、1人当たりの調定額はふえておりますという点を指摘して、反対討論といたします。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) 報告

①光市国民健康保険第2期データヘルス計画兼第3期特定健康診査等実施計画について(報告)

説 明：田村市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第11号 光市部制条例の一部を改正する条例

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第12号 光市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第13号 光市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第1号 平成30年度光市一般会計予算（総務部・消防担当部所管分）

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑：

○林委員

すいません。予算書の65ページを開けていただいたら、中段より少々上に、説明欄の中段あたりに、避難所表示板作成委託料80万円が新規の事業として計上されております。この予算は、施設が避難所であることを示すために、避難所に表示板を設置するという理解をいたしました。この表示板設置事業は、防災減災対策に大いに有効であると思っております。

そこでこの事業について、目的があるとか、表示板に記載する内容などについて、もう少し詳しくお示しいただきたいと思っております。

○呉橋防災危機管理課長

施設への表示板設置の目的であります。まず施設が避難所であることの周知、そして表示板に避難の可能となる災害種別を明示することで、災害の種類によって避難場所が異なることへの理解を図り、実際に災害が発生したときに、避難行動が円滑に、そして迅速に行われるようにするものです。これを市内にある50カ所の指定避難所に

設置しておこうというものであります。また、表示板に記載する内容であります、J I S規格の図記号を用いまして、それぞれの災害に適合しているか、また適合していないかをわかりやすく表示したいと考えているところです。
以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。表示板は、何よりも市民の方々が見てわかりやすいところへ、一番わかりやすいというか、そういうところに置いていただくことが一番だと思いますし、作成される場合は、市民目線で考えていただきたいと思います。ただ今の説明では、市内50カ所の避難所に設置すると言われております。

光市当初予算の概要にも同様に、50カ所設置すると記載されております。これを踏まえて、私は市のホームページをちょっと検索いたしましてみたところ、その中で96カ所が緊張避難所、指定避難所として紹介されておりましたが、この差は緊急一時的に非難する公園であるとか、グラウンドなど、野外避難所を除いた屋内施設を対象に設置するであろうと解釈いたしますけれど、それでよろしいのでしょうか。その点、お示してください。

○呉橋防災危機管理課長

議員の仰せのとおりであります。本市には、96カ所の緊急避難場所、指定避難所があるところではありますが、そのうち指定避難所と定めている50カ所、全てに設置を、今回はしようとするものであります。
以上です。

○林委員

ありがとうございます。今回は、指定避難所50カ所に設置するということで了解いたしました。が、一時的な避難場所である公園やグラウンドに設置も、今後の検討材料としてですね、やはり何ていうんでしょうか、インターネットなんかには出ておりますので、その点で今後も検討材料としていただけたらと思いますけれども、もう1点、その質問なので、その点ともう一点ですね、質問としては、災害は昼夜を問わずに発生いたしますので、可能性があると思いますので、夜間は電灯の光を当てるなどにより、暗くても見えるような工夫を考えておられますのでしょうか。また表示板の大きさ、サイズですね、どの程度であるかもお示しいただきたいと思います。

○呉橋防災危機管理課長

表示板を設置する上では、夜間の視認性というのは、大変重要な事項と考えているところです。また国からの通知におきましても、表示板の設置の留意点といたしまして、夜間の視認性の確保がありますことから、印刷面の上に蓄光シート、これらで加工することによりまして、夜間の視認性の確保に努めていきたいと考えておるところであります。

ちなみに、表示板のサイズなんですが、B3サイズ、具体的に申しますと、約ですか、縦が36センチ、横が51センチ程度の大きさになるというか、しようと考えているところ です。

○委員長

最初からお願いします。

○林委員

はい、失礼いたしました。わかりました。

災害はいつ起こるかわかりませんので、夜間でも表示板がよく見える工夫を考えておられるということを知り、安心をいたしました。

最後に、これは要望でございますけれど、表示板は可能な限り、市民の目に触れやすい場所に設置していただくようお願いいたします。また、この表示板を市民の方々が日常的に見ることにより、防災に関する関心を持ち、それが防災意識の向上につながるのでは、効果になるのではないかと、私は思っております。そしてまた、東日本大震災が7年を迎え、避難とは命をつなぐため、また避難場所は命を守るところと、自負しておりますので、今後ともどうぞ、よろしく御配慮のほどお願いいたします。終わります。

○田邊委員

予算書49ページをお願いします。臨時職員等賃金についてです。現在、パート職員、ほとんどは平成32年度から会計年度任用職員制度に移行するとのことでした。現在、臨時パート職員の有給休暇は、労働基準法の規定に従い、臨時職員について6カ月勤務後に10日間、パート職員については6カ月勤務後に7日間を付与されているはずですが、平均何日取得されておりますか。

○讚井総務課長

臨時職員の有給休暇の平均取得なんですが、臨時職員につきましては、年間11.3日。パート職員は、8.4日となっております。以上です。

○田邊委員

はい。わかりました。再度、臨時パートの職員の休暇制度について、新年度、拡充の予定はありますか。また新年度、任用職員制度移行の休暇については、どのように考えておりますか。

○讚井総務課長

現時点におきましては、臨時職員の休暇の拡充についての予定はございません。また、今、議員さんがおっしゃったのは、会計年度任用職員への移行後のことと察するんで

すが、会計年度任用職員の休暇につきましては、平成30年度に制度設計する中で検討することとなりますが、国が今から示される基準等を参考にしながら、これから考えていくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○田邊委員

最後の質問、いきます。わかりました。臨時パート職員の賃金については、現在、臨時職員が日額6,640円、パート職員が1時間当たり780円とのこと。平成30年度においても最低賃金の引き上げが予想されますが、賃金の引き上げなどのお考えはないのでしょうか。また見直したら、その時期はいつごろなのでしょう。お願いします。

○讚井総務課長

臨時パート職員の賃金につきましては、平成30年度、最低賃金の引き上げがいつ引き上げられるか、引き上げが行われるかというのは、今のところ分かりませんが、賃金単価については、これまでも必要に応じて、見直しをしてきております。

以上でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。最後に要望として、臨時パート職員の賃金については、最低賃金ぎりぎりではなく、もう少し高い水準に考えることを望んで、終わります。

○仲山委員

先ほど、避難所表示についてお答えいただいたので、大体概要、わかりましたが、追加的に少しお伺いしたいと思います。具体的には、施設の建物をそのものの表示が考えられるかと思えますけれども、施設の。それ以外に、道路沿いといたしますか、その敷地に入るところで、入り口ですね、そういった表示も考えていらっしゃるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○呉橋防災危機管理課長

これは避難誘導表示と解釈させていただきまして、お答えさせていただくんですが、災害というのが、地震や土砂災害、また大雨、台風等、大変多岐にわたっております。そのときの災害の状況、被災状況によって避難経路も変わってくる。さらには、被災者の避難経路、避難手段、車であるとか、歩行であるとか、一概にどこを通過してきなさいということが特定できないと考えておりますので、現段階では、避難誘導表示については、行う予定はないということで、御理解いただけたらと思えます。

○仲山委員

次に聞こうかと思っていたことを答えていただけてしまいまして。まず今、お伺いしたのは、敷地というか、例えば学校であれば、学校の入り口等に表示が、今回の場合

考えていらっしゃるのかどうかっていうことだったんですけれども。いかがでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

これは一時的に避難する緊急避難場所。

○仲山委員

そうではなくて、避難所の話ですが。例えばそれがコミュニティセンターなり、学校なり、何か避難所と指定されている場所の敷地の外といいますか、道路沿いに表示されるものがあるのかどうか、その具体的な建物は体育館だったりとか、学校だったりするんでしょうけれども、先ほどの話は、施設に設置するとおっしゃっていたので、施設そのもの、建物のみなのかどうかということをお伺いしたかったんです。

○呉橋防災危機管理課長

大変申しわけありませんでした。避難表示版については、建物そのものに表示するのではなくて、入り口付近の門扉とか、そういうところに設置しようと考えております。具体的に言いますと、現在、海拔表示板なんかを設置してあるところ、そのそばに表示すれば、市民の目にも触れやすい。そういうことによって、林委員がおっしゃられたように、日常的に見ることによって、防災意識が高まるんじゃないかというふうに考えています。まず人の目に触れるところ、避難所としてわかりやすいところというふうに考えております。

○仲山委員

わかりました。ありがとうございます。これ、余裕の問題かとは思いますが、よそを訪ねてみますと、建物自体の入り口のところに表示があり、またその敷地内に入る入り口のところにも表示があるというような、丁寧な表示がしてあるところも多々あります。一気に無理かもしれませんが、そのような表示にしていけるのではないかと考えております。

ちょっと今、お聞きしようと思っていました、案内誘導の標識ですね。地元の方は、ほぼもうわかってらっしゃるといえば、わかってらっしゃるんだと思います。ただ、地元で被災するとは限らないということもありますので、その次の段階としては、今度、誘導のことについてももう少し検討していくのが、地元のほうでの検討として、多分、これから防災の取り組みが進んでいきますと、土砂災害のときには、ここは通らないとか、そういう約束じゃないですけども、検討を重ねていかれると思います。その辺のことも反映されていけばいいんじゃないかと思えます。

それと今、話の中で出ました海拔表示ですね。あれ大変、この光市の中、あちらこちらに表示されています。もともと、比較的しっかりとしたプラスチック板でつくってある表示以外に、市のほうの防災危機管理課のほうでお願いをすれば、確かA3判ぐらいだったんじゃないかと思えますけれども、プリントしたものにラミネートをかけ

ていただいたような、多少丈夫にしてくれたものを受け取れるということがありました。予算がことし、なくなっていたんですけれども、あれは何分、紙をラミネートしただけのもんです。徐々に劣化して、傷んでいくところもあるかと思います。あの表示があることはとてもいいことだと思いますので、もしよろしければというか、続けていただけるのであれば、傷んだものをまたかえていただくということができればいいなと思っております。そのあたりも検討していただければと思います。

続いて、いいですか。次に、同じく65ページの、今のほうよりも下の方に行きます。無線従事者養成課程受講負担金というのがあります。養成の必要性があるからだと思いますが、どういった事情か。また養成する対象、人数、取得後の役割について、お伺いしたいと思います。

○呉橋防災危機管理課長

本市には、防災行政無線を設置しておりますが、その防災行政無線を扱うには資格の取得が必要です。その資格を取得するために2名の職員に講習を受けさせようというものです。

以上でございます。

○仲山委員

わかりました。複数名で、それを受け持つということになるわけですね。はい、わかりました。

次に、その下にあります防災士育成補助金があります。金額から想定しますと、去年よりも少し少ない人数を、ことしは取得、助成しようということだと思いますが、これまでの取得者は、トータルどれぐらいに、助成してですね、取得された方、どれぐらいになったかというあたりと、今後の、どれぐらいの人数までやっていこうかというような目標みたいなものがあるのか、お伺いしたいと思います。

○呉橋防災危機管理課長

この補助制度は26年から始めまして、今年度までで18名の資格取得者が出ているところです。それで最終的にはどのくらいまでというお話でしたけど、大きな夢になるんですけど、これはもともとこの助成をする目的というのが、みずから所属する自主防災組織の中に専門知識を持った人がいることで、その自主防災組織のレベルアップというか、活動の活性化につながるという目的でつくっていますので、先ほど夢のような話ってということになりますけど、1つの自主防災組織に1人の防災士さんがいることが理想だというふうには考えております。

○仲山委員

ありがとうございます。大分、壮大な目標で、大変いいかと思います。ただ、それまでの間、取得された方が自主防災組織の数ほどはいない中ですね、そのあたりのこともあって、自主防災アドバイザーの派遣というところに、この育成した防災士の方が

役立ってくれるといいなというようなことを、今出てるネタで考えますと想像できるんですけども、そのあたりを予定していらっしゃるのか、そのあたりお伺いできますか。

○呉橋防災危機管理課長

基本的には、みずからの所属する自主防災組織の中で専門知識を生かして、活動していただくというのが大きな目的ではありますが、それ以外に市といたしましても、市の総合防災訓練であるとか、研修会、さらには訓練支援、自主防災組織のリーダー研修会での協力などを依頼して、一緒に防災について考えていこうということで、防災士さんの参加協力をお願いしているところであります。

○仲山委員

ありがとうございます。防災士さん、私もそうではありますが、ほかに私の知っている人たち、取得された方、皆さん、大変やる気のある方々です。少しでも役立ちたいと考えていらっしゃる方が大勢、ほとんどですので、できれば自分ところはもちろんのこと、各地、ちょっと力不足かなと感じてるところに、応援に行くこともやぶさかじゃない方が多いと思います。そのあたりをつなげていくような活躍の場面づくりをちょっと考えていただければと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告

①本庁舎耐震化策等調査業務報告書（概要）

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑：

○河村委員

別にただすことはないんですが、例えば、建てかえをしようというときに、延べ床面積が同程度というのであれば、今、やはり教育委員会が出ていき、福祉が出ていきする中で、どうもこの中で意思決定ができないという、ある意味では、ちょっとした弊害があるので、そんなことをまとめて解決できるような方策というのを検討していただけたらと思います。

○委員長

要望ということでよろしいですか。

○河村委員
はい。